

145
518

14. 5-518



1200501217532

日豪協會々務報告 昭和十五年度 (第十三回)

日豪協會編

(自昭和十五年四月一日
至同十六年三月三十一日)



始



145
518

皇紀二六〇一年
昭和十六年
四月十五日

145-518

2
}

昭和十五年度第十三回會務報告
(自昭和十五年四月一日
至同十六年三月三十一日)

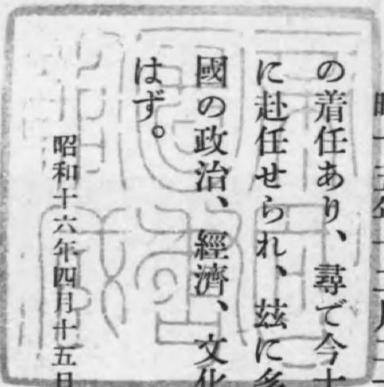
日
濠
協
會

緒言

發行所寄贈本

本期間即ち昭和十五年四月一日より同十六年三月三十一日に至る満一箇年間の當協會會務は本報告に逐次載録せるが如し。

昨十五年十二月二十日駐日濠洲初代公使としてサー・ジョン・グレイグ・レイサム閣下の着任あり、尋て今十六年二月二十七日には我が駐濠初代公使として河相達夫閣下彼地に赴任せられ、茲に多年の懸案たりし彼我の公使交換も愈々其實現を見、今後之れが兩國の政治、經濟、文化、通商等に及ぼす影響は必ずや甚大なるものあるべきを信じて疑はず。



日 濠 協 會

會長 男爵 阪 谷 芳 郎

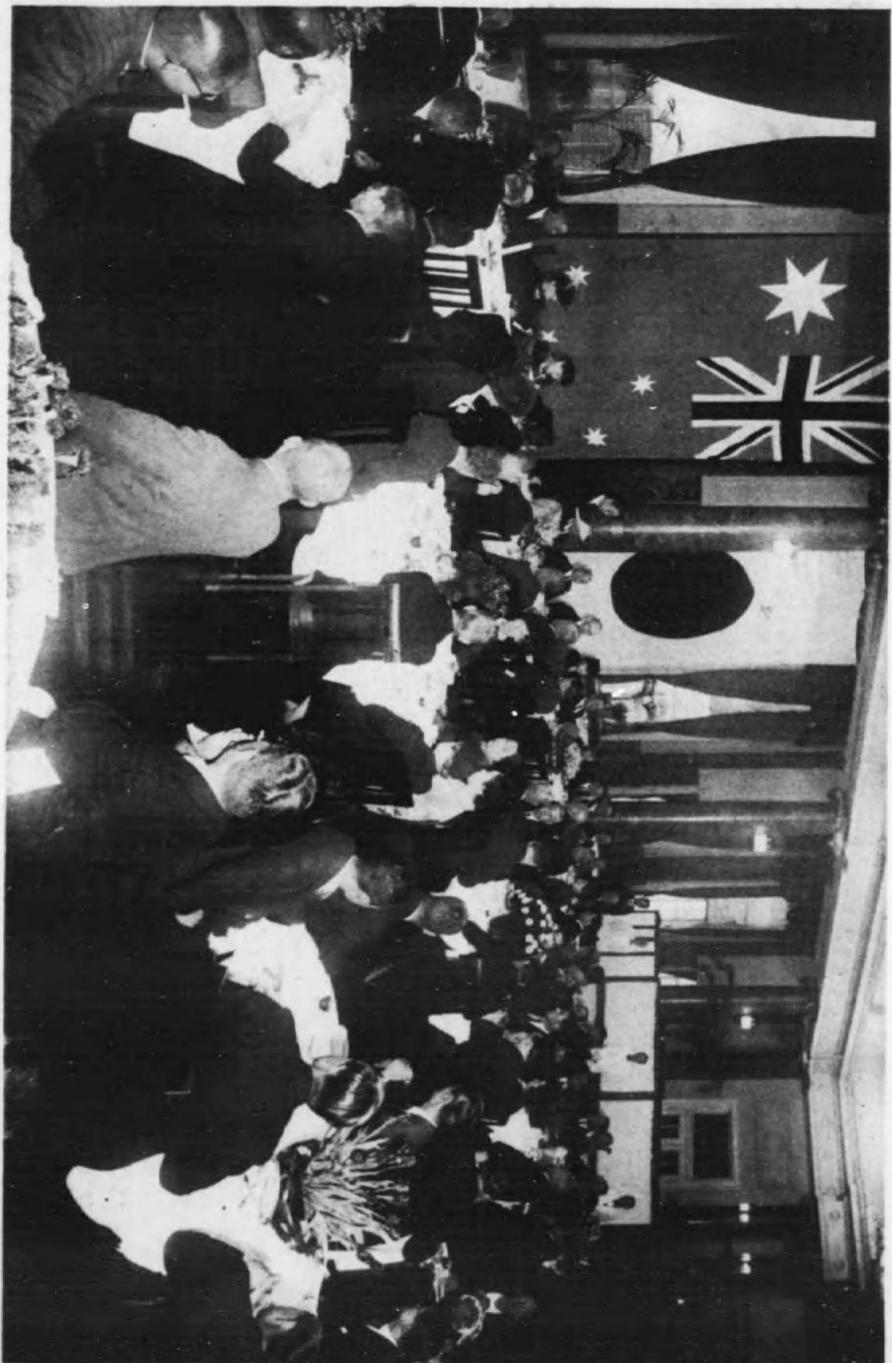




使公代初洲濠日駐
下閣ムサイレ・グイレグ・ンヨジ・ーサ

駐米大使館

Handwritten text in Japanese, likely a letter or official document, written in vertical columns. The text is faint and difficult to read.



日澳協會主催駐日澳洲初代公使
カ・I・ジョン・レイカム閣下歓迎茶會
中央は當日樹岡中の會長坂谷男爵の歡迎
英語演説を代讀する理事事徳川家正公爵
昭和十六年一月十八日 於日本工業俱樂部
(一五頁参照)



日濠協會主催駐日濠州初代公使
 サイ・ジョン・レイサム閣下
 中央は答辭を述べらるるレイサム公使
 昭和十六年一月十八日 於日本工業俱樂部
 (一七頁參照)

目次

一 寫眞

(一) 駐日濠洲初代公使サイ・ジョン・レイサム閣下

(二) 日濠協會主催右レイサム公使歡迎茶會ノ光景(二頁)

第十三回會務報告(自昭和十五年四月一日至昭和十六年三月三十一日)……………一

日濠通商事情摘錄……………二五

役員異動……………六〇

會員異動……………六二

昭和十五年度(第十三回)決算報告(自昭和十五年四月一日至昭和十六年三月三十一日)……………六三

會費收入内譯書……………六六

昭和十六年度(第十四回)豫算案(昭和十六年四月一日至昭和十七年三月三十一日)……………六六

事務用什器備品目錄……………六八

役員並會員名簿……………六九

會則……………七六

以上……………

14.5
518

日濠協會第十三回會務報告(自昭和十五年四月三十一日
至同十六年三月三十一日)

昭和十五年 四月 一日 大日本航空株式會社通常會員として入會。

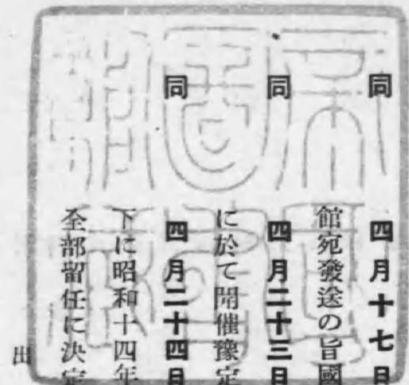
同 四月 十日 東京商工會議所理事松井春生氏今回退職の爲め當協會理事を辭任せらる。

同 四月 十三日 新任東京商工會議所理事桑原幹根氏に理事を委囑す。

同 四月 十七日 既報純日本風特産物シドニ一展示會出品物本月九日山下汽船興業丸にて同地帝國總領事館宛發送の旨國際文化振興會より通知來る。

同 四月 二十三日 前記シドニ一展示會は來る六月三日以降三—四週間同地デヴィッド・ジョーンズ百貨店に於て開催豫定の旨秋山總領事より外務省宛入電の趣國際文化振興會より通知來る。

同 四月 二十四日 正午日本工業俱樂部に於て第十二回定期總會開催、出席者左の通、會長阪谷男爵司會の下に昭和十四年度會務報告、決算報告並に十五年度豫算案を何れも原案通り可決々定、役員も改選の結果全部留任に決定、午後二時散會す。



出席者

(順序不同)

- | | | | |
|------|--------------------|--------|-------|
| 會長 | 貴族院議員 | 男爵 | 阪谷芳郎氏 |
| 副會長 | 大東紡織會社々長 | 鶴見左吉雄氏 | |
| 會計監督 | 三井物產會社常務取締役石田禮助氏代理 | 山崎龜之助氏 | |
| 專務理事 | 高島屋飯田會社々長飯田藤二郎氏代理 | 齋藤良清氏 | |
| | 陸軍製絨廠囑託 | 井島重保氏 | |

理	前總領事	永	瀧	久	吉
同	大阪商船會社東京支店長香春敏夫氏代理	宮	崎	進	氏
同	大倉商會社々々長	皆	川	多	三
同	陸軍製絨廠長	森	武	夫	氏
同	日本郵船會社副社長	寺	井	久	信
同	前特命全權大使	德	川	家	正
評	陸軍被服本廠長	鹿	野	澄	氏
同	前大倉商會社々々長	玉	木	誠	次
同	濠洲政府事務官附	岡	田	六	男
幹	東濠汽船會社	石	原	剛	平
通	大東紡織會社取締役	名	取	義	一
常	山下汽船會社常務取締役	野	坂	喜	代
會	通信記者	比	・	ホ	ワ
員	大倉組相談役	山	田	馬	次
來	横濱火災海上保險會社々々長吉井桃磨呂氏代理	末	成	茂	氏
賓	阪谷男爵秘書	小	畑	久	五
				郎	氏
				以上	二十一

昭和十五年五月三日 日本橋區寫真材料商小西六に於て濠洲建國小型寫真試寫會開催、濠洲政府副代表エー・

同 五月九日 去る三月二十三日發歸濠途上のロイド氏夫妻宛無電は再三送信せるも不通なりし旨郵便

同 五月十日 在シドニー濠日協會々々長サー・アーサー・リカード氏より、我が皇紀二六〇〇年慶祝の爲

め日本風茶室を同祝日(本年十一月十日)迄に同地帝國總領事館官舎庭内に建築寄贈希望の趣にて、之れが諸掛見積並に斡旋方を四月十九日付外務省を通じて當協會々々長宛に照會し來る。

同 五月十四日 前記の件見積方を日本橋區三越本店美術部に依頼す。

同 五月三十日 滿洲國畜産司米田富氏滿洲及濠洲羊毛の件にて來訪。

同 六月五日 名譽會長公爵德川家達閣下薨去せらる、哀悼の意を表し井島專務理事同公爵邸へ弔問。

同 六月六日 既報三越本店に見積方依頼の茶室は、同店の紹介により下谷區中根岸木村清兵衛數寄屋

師より、懇到精細なる設計書を寄せ來れるにより、之れに所見を附し彼地リカード會長に送致す。

同 六月七日 故德川家達公邸へ花環一基を贈る。

同 六月十一日 午後故德川家達公葬儀上野寛永寺にて執行、井島專務理事會葬。

同 六月十二日 前日在シドニー秋山總領事より既掲茶室建築の件極力斡旋方航空便もて依頼來りしに

より、去る六日リカード會長宛の返書寫を同封回答す。

同 六月十五日 シドニー展示會に關し本月七日外務省通商局よりの通報全會員に通知す。

同 六月十八日 通常會員三井物産會社毛類係佐々木棟太郎氏退會、後任伊藤雄一氏入會。

同 六月十九日 在シドニー濠日協會よりシドニー總領事館へ寄贈申出茶室に關する調査其他の經過外務

省通商局第二課長に報告す。

四

昭和十五年 六月二十日 最近迄シドニーに滞在同地濠日協會々員たりし人にて、此程歸朝の同盟通信社々員豊田治助氏、同協會財務理事ガントン氏紹介狀携帶來訪。

同日 井島専務理事朝鮮總督府の委囑により夜朝鮮地方へ出張。

七月三日 井島専務理事朝鮮より歸京。

七月五日 東京商科大學長高瀬莊太郎氏の依頼により、本月七日渡濠同學生名取博君のため、在シ

ドニー秋山總領事竝に同地三井物産會社、兼松商店各支店長宛に紹介狀作製同君に手交す。

七月十日 四月十七日濠洲聯邦議會開院式に於てアソロン總督は要旨左の如き演説を行つた。(國際月報第三八號)

「今次戦争に付ては聯合國側の最後の勝利を信するが、事態は重大にして長期化すべく、又何處に波及するやも測られない。濠洲の運命も亦之に懸つてゐる。濠洲の戦争政策は、濠洲の地方的安全を擁護するのみならず、聯合國と一體の協力をなすに在る。既に一部兵力は派遣されたが、今後も陸海空に互り準備を行ふべく、之を賄ふ財政に於ては、インフレを避け、低金利政策を採り、外貨を節約し、非軍需品の輸入を制限し、且戦後工業の爲に、準備を怠らず、對英輸出品に對する船舶不足除去の爲全努力を傾注する所存である。更に政府は、太平洋の平和に貢獻せんが爲、既に米、加奈陀と公使及ハイコンミツショナーを交換したが、濠洲は之に依り外交上の新地位と責務を分擔せんとするものであつて、其の他の國に對する任命も目下考慮中である。」

更に現在の大規模に互る石炭罷業に對しては適當な措置を執るべく、濠洲の共產主義者其の他の潜行的諸活動にして、憲法を破壊し戦争目的を否認するが如き者に對しては、更に有效な對策を講ぜんとするものである。」

同 七月十九日 シドニー展示會發會式竝に出品物賣行模様等に關し、六月十日付秋山總領事發詳細報告書の寫、添送寫真と共に外務省通商局より送來る。

同 七月二十七日 在メルボルン啓發會よりオーストラル・エシヤチック・プレチン四、五月號九十部到着、前例により夫々配布す。

同 七月三十日 外務省通商局より、シドニー展示會は六月二十九日終了、有意義の反響ありし旨秋山總領事よりの七月二日發報告書の寫、添送寫真と共に送來る。

同 七月三十一日 滿洲國畜産司下島儀貞氏渡濠の件にて來訪。

同 八月二日 過般シドニーに於て終了の展示會は七月二十九日更にメルボルンに於て開會式舉行、朝野名士多數參列の旨秋山總領事より入電の趣外務省通商局より通知來る。

同 八月八日 (商工省直轄)織維需給調整協議會調査課員中野齊氏濠洲及新西蘭織維輸出の件に付來訪。

同 八月十四日 濠洲政府フェアバイン空相等軍政要人六名は、乗組員四名と共に十二日空路メルボルン發首都カンベラ著寸前慘死を遂げたる趣により、井島専務理事は丸ノ内同聯邦政府代表事務所副代表ハ、下氏を弔問、同時に同國政府首相メンジース氏に宛て當協會々長竝に全會員の名を以て弔電傳達方依頼

五

昭和十五年 八月十五日 濠洲シドニー、メルボルン兩市に於ける展示會の模様並に前記航空事故弔電の件全會員に通知す。

同 八月十九日 濠洲政府大審院長サー・ジョン・レイサム氏初代駐日全權公使に決定の趣により同氏宛に左の祝電を發し、翌二十日此旨會長以下各理事に通知す。

LC Sir John Latham

High Court Melbourne

We heartily congratulate you are commissioned first minister for Japan. We expect future development good relationship both countries.

President Baron Sakatani Members Australia Japan Society

同 八月二十一日 本月十四日在京濠洲政府副代表を通じて彼政府に寄せたる弔電に對し、同本國政府首相より謝意傳達方入電の旨右副代表より通知來る。

同 八月二十二日 濠洲シドニー、サンデー・テレグラフ副主筆リチャード・ヒウス氏外務省情報部の紹介により來訪、井島事務理事同行阪谷會長邸往訪。

同 八月二十四日 駐日初代濠洲公使レイサム氏宛十九日發祝電に對し同氏より左の謝電來る。

Baron Sakatani President Australia Japan Society Marunouchi Tokyo

Greatly appreciate your message please convey my sincere thanks to your members

(stop) I am looking forward to meeting them again Latham

同 八月二十六日 濠洲政府航空事故關係の弔電並にレイサム公使向け祝電に對する各謝電の件全會員に通知す。

同 八月二十八日 日本橋區寫真材料商小西六内「さくら小型映畫協會」より、「濠洲アマチュア、シネ協會」主催一九四〇年國際小型映畫コンテストに關し左の報告に接す。

○我がアマチュア作品の凱歌—日濠親善への偉大なる貢獻

濠洲シドニー市に在る「濠洲アマチュア、シネ協會」では、今年春國際小型映畫競技會の開催を發表し、我國の一さくから小型映畫協會を通じて、我國アマチュア作品の應募方を案内して來た。依て我が同協會では會員作品八點を選び、同競技會の締切六月末日迄に先方へ送つた。

七月初旬、シドニーの同協會では、濠洲及國外各地からの應募作品三十四點につき慎重な審査の結果、入賞ベスト、テンが左の通り決定した。

Sunshine over Sydney	(十六ミリ)	濠洲	ロイ、ブリス合作
All's Fair	(八ミリ)	ニュージラント	ロウ、イ
The Dyeing (絞リ染)	(十六ミリ)	日本	加藤 己
The Operation	(十六ミリ)	濠洲	南濠協會合作
Mystery in the Forest (森の神祕)	(十六ミリ)	日本	塚本 治
Autumn around Mt. Fuji (富士を巡る秋)	(十六ミリ)	日本	塚本 治
In the Beginning	(十六ミリ)	米	F.C. エル
Dexterous Hands (器用な手)	(十六ミリ)	日本	萩野 茂
Parallelism (並行線)	(八ミリ)	日本	山本 晴
Lord and Spider (蜘蛛と頼光)	(十六ミリ)	日本	竹村 猛

以上の如く、ベスト、テン十點の中、我國の作品が六點迄入選したのである。
右の披露映寫會は、七月二十九日午後八時から、シドニー市第一流のホール、音楽學校講堂で行はれ、座席九百の處へ一千人の觀衆が詰めかけ、其の預約座席券(二志六片)は開催の數日前に賣り切れといふ、同市の催物としては空前の盛況を呈した。

右の映寫會プログラムには、映寫效果の關係で、八ミリ作品二點は省かれ、其代りに、ある理由で入選外とはなつたが、其の優秀性に於て、審査員及全係員が激賞した塚本閣治氏作品 *Mr. Yano* (十六ミリ) が映寫された。

當夜の席上、各作品への賞品授與が行はれたが、日本側を代表して小田部副領事が之を受領した。其時、司會者シドニー大學教授マクネス博士は、日本作品の優秀を讃へた上に、之等の作品を通じて日濠兩國の親善が如何に多く増進せられたかを述べるや、滿場風の如き拍手を以て之に應へたことである。

在シドニーの日本總領事館、諸會社關係、其他すべての人々は、此度の日本作品の聲譽に對し、多大の歡喜と感激を表明し、同地日濠協會とも協力して、應募の全日本作品を以て八月中に「日本の夕」を開催し、日本紹介と兩國親善の爲に盡さうと決議したさうである。

尙ほ濠洲アマチユア、シネ協會としても、八月中にシドニー其他の都市に於て數回の公開映寫會を發表してゐる。

最近濠洲政府は我國に對して公使の交換を申込み、已に初代公使として、同國第一流の人物として推稱されるレーサム氏を指名してゐる旨は周知の事である。かゝる折、我がアマチユア映畫が、國際文化使節として斯くも偉大な功績をあげた事は大きな欣びである。

尙又、今回出品の日本作品に對する好評は素晴らしいもので、上記の披露映寫會に於て滿場の人氣を奪ひ去つたものは實に日本作品であり、陪席の在留日本人は、涙の出る程の歡喜と感激に浸ることが出来たと、同地日本棉花株式會社支店の岩井哲三氏から、懇々二回に亘つての通知があつた。

更に日本作品に對する精しい批評が、同協會の機關紙「ムービー、ニュース」に出てゐるが、その各作品を通じて「如何にも日本特有な美術的の良さを感じ、殊に全ての作品が記録映畫としての優れた教育的價值を有ち、かゝる映畫が海外に示されたる場合の宣傳價値の偉大さを讀へずには居れない」と述べてゐる。

濠洲アマチユア、シネ協會副會長、シャイロツタ氏は先年我國のさくら小型映畫協會が國際コンテストを催した時、

遙々出品を寄せ、其の作品、*Surf, Sand and Sunshine*「輝く渚」はベスト、テンの第四位に入選した人である。

今回同氏か日本作品の到着以來、其處置萬端に就ての盡力は實に多大であつて、同氏がさくら小型映畫協會へ寄せた手紙の一節に、「かうした作品を見ては、どうしても死ぬ迄の中に、日本へ行かねばならぬと思つた」と記してゐる。

昭和十五年 八月二十九日 理事商工省貿易局第一部長堀義臣氏本月二十四日同省振興部長に轉任に付、貿易局長官小島新一氏に其後任を委囑す。

同 八月三十日 メルボルンに於ける展示會は本月十日終了、出品物は二十二日同地出帆船にて日本向け返送の旨外務省へ入電ありたる趣、國際文化振興會より通知来る。

同 九月三日 理事外務省通商局長山本熊一氏昨日同省東亞局長に轉任に付、新通商局長水野伊太郎氏に其後任を委囑す。

同 九月十六日 午後神田區學士會館に於て日獨伊親善協會發起となり我對外國策一元化を企圖せる對外協會聯盟様の團體設立協議會開催、井島專務理事出席ありしも衆議は事態の再考を必要とし散會となる。

同 九月十七日 外務省歐亞局長西春彦氏本月十二日特命全權公使に新任蘇聯邦へ出張仰付けられしにより理事を解囑す。

同 九月二十日 通常會員杉田祥夫氏脱會。

同 九月二十九日 理事徳川家正公と在濠洲レイサム駐日公使とがラジオにより一昨二十七日夜(海外のみ)交換放送せる録音挨拶を東京中央放送局より此日午前全國に放送ありたり。

同 十月四日 正午過般來朝のリチャード・ヒウス氏を丸ノ内日本工業俱樂部に招待小談話會開催、徳川理事、井島專務理事出席。

昭和十五年 十月 七日 新任外務省歐亞局長阪本瑞男氏に理事を委嘱す。

同 十月 十六日 通常會員日本生命保險會社々長成瀬達氏夫人前日逝去に付弔詞を贈る。

同 十月 二十二日 國際文化振興會にて濠洲展示會返送品に關し協議會開催、井島專務理事事故缺席。

同 十月 二十六日 メルボルン展示會に關する秋山總領事よりの終了報告、講評速記録竝に寫眞外務省通商局より送來る。

同 十一月 四日 紀元二六〇〇年奉祝海外同胞東京大會麹町區日比谷東京市公會堂に開催、井島專務理事出席。

同 十一月 十三日 本月十日紀元二六〇〇年式典舉行に當り長き邊より陞位又は叙位せられ若くは拓務、外務兩省より表彰せられたる當協會關係左記諸氏に對し祝詞を贈る。

- 陞 位——兒 王 謙 次 安川雄之助
- 叙 位——黒川新次郎 大 谷 登 安宅彌吉 青木謙太郎 南條金雄
- 拓務省關係——井上雅二 渥美育郎 榎並充造 坂本正治
- 外務省關係——大久保利賢 川西清兵衛 鈴木祥枝 田中完三 南郷三郎
- 上 甲 信 弘 藤井松四郎 有吉忠一 榎並充造 松井春生

同 日 外務省に於ては本日より南洋局を新設、從來歐亞局第三課所管たりし濠洲、新西蘭其他の關係事務を移管、同時に局長以下の任命を見たり。

同 十一月 十五日 在京濠洲政府副代表ハード氏より新任レイサム公使の閱歴及寫眞を添へ全館員氏名と各其著任日取を通知し來る、依て此儀翌十六日全會員に通知す。公使(附參事官)閱歴及び館員氏名左の通。

初代駐日濠洲公使サー・ジョン・レイサム氏閱歴 (昭和十五年十一月十四日付) 濠洲政府副代表報告に據る)

GCMG勲章受領、樞密顧問官、王室狀師、文學士、法學士
サー・ジョン・グレイグ・レイサム氏は濠洲聯邦政府、大英帝國其他廣く世界の和平親善の爲め今日迄花々しく活動し來つた濠洲大人物の一人で、大學者なる上に、憲法學者や裁判官としても知名な程鍛へ上げた頭腦の持主で前後十二年間代議士を務め殊に其九年間は聯邦政府の閣僚となつて國政及び行政上に明察の知見と手腕とを示し來つた。而して今回の新登場場面の事も射ら能く之れを知り、先行き直前問題の性質をも既に見透して居るのであるが、夫れは首席濠洲使節として一九三四年東洋に使用し美事其功績を擧げたことである。其翌年濠洲に來た日本使節は氏の事蹟につきジョン・レイサム氏は全く我が日濠親善初の開拓者だと言つたが、日本と濠洲聯邦とを緊密ならしめた氏の此の勞に對し、日本使節の讚辭としては恐らく之れ以上のものは無いであらう。併し之れも氏が日本と其文化、傳統、國民、國運等に感じた廣範圍の趣味が多年自國民の間にも知れ入り夫れが畢竟茲に實を結んだ次第である。

レイサム氏は一八七七年ウイクトリア州アスコット・ヴニールに生れ、メルボルンの大公立學校スコッチ學院を経てメルボルン大學に學び、大に其秀才を顯はれ、文學士、法學士の學位を得て、暫く同大學に哲學、論理學、法律等の講座を持ち、其後一九〇四年ウイクトリア州地方裁判所に聘せられ、在官十年間に憲法學者として英名を馳せたのだが、偶ま一九一四年—一八年の戰爭で遂に濠洲海軍の情報部に轉じ休戦まで引續特別任務を果し、其間時の首相W、M、ヒュース氏と倫敦の重要軍事會議に參列し、一九一九年の世界平和會議には濠洲代表の一員であつた。其後三年を経て政界に乘出し、現首相メンジース氏の選舉區クイーンズより代議士に選ばれて再び頭角を現はし、一九二五年ブルース・ベード立内閣に檢事總長として迎へられ、四年後の選舉に此内閣が倒れた時、氏は前首領ブルース氏(現駐英濠洲高等委員)の後を襲ぎ反對黨の首領となつた。

一九三一年に聯邦政府首相の御鉢が廻つて來たのだが、氏は代議士専奉の建前から之を受けず、故ライオンズ氏に譲つて濠洲聯合黨を作らしめ、自分は再び檢事總長となつてライオンズ内閣の外務及労働産業相を兼ね首相代理で納つて居た、夫れで全くの平代議士は僅か三年間であつた。
濠洲は其後更に氏の出馬を必要とし、國に重大問題が起つたり世界が何かやり出し國の地位が問題となつたりする時など幾度も海外に國を代表し、一九二六年には國際聯盟會議に赴き、一九三二年には軍縮會議、賠償會議の外再び國際

聯盟會議に出席した。其後一九三四年に至り政界を退いて再び司法部に立返り又もめき／＼榮進して、翌年には濠洲最高司法官たる大審院長の榮職に就き、今回政府の懇囑に應じ駐日公使として大責任と榮譽とを擔ふに至つたのも全く此素地に因るのである。濠洲人は又氏が大に外交界にも暢ぶべきを知つて居り、其深き修養と機智と人心の當面看破とは全く氏の天分に屬し其世界事情に彈む趣味と其豁達とは、必ずや曾て相識の日本國民に大に買はれることであらう。

氏は一九〇七年に現夫人と結婚、二男一女の子持で、長男 R. T. E. レイサム君は其學殖父君の譽を摩し、一九三一年メルボルン大學最優等生として州のローグ獎學金(世界切つての榮譽待遇)を給され、オクスフォードで法律を修め英國裁判所に招かれて今はオクスフォード萬靈會々員だが、此會員たることも亦學界稀有の光榮である。

レイサム氏は心身共に殊の外若々しく澁刺たる庭球家で、ついで此間頃首都カンベラに行けば、一日の大仕事を控へた朝の七時といふのに、前首相ベीड氏とネットを中に頻りに熱戦を演ずるのが見られたのである。釣魚も亦道樂の一つだが昔はラクロツスに相當熱申し手に入つたものであつた。要するにレイサム氏は濠洲人の至上生活凡てを代表せる仁で、其駐日初代公使への任命は正に私心無き公人の生涯に一段と光彩を添へるものである。(文責譯者)

同公使館參事官フランク・ケイス・オフィサー氏略歴 (同上)

大英帝國官吏、陸軍十字勳章受領、法律得業士

メルボルン英國教會文法學校、メルボルン大學オーモンド學部卒業

一九一三年—一四年 ジャスナス・ヒツギン氏と一致行動す

一九一四年—一九年 濠洲歩兵として大戦に参加

一九二〇年—二四年 北部ニグリア駐在官

一九二四年 ニゲリア知事サー・ヒュー・クリツフオード氏秘書官

一九二七年—三三年 濠洲聯邦政府外務省顧問

一九三三年—三七年 濠洲聯邦政府外務官として倫敦駐在

一九三八年—三九年 在華盛頓英國大使館附濠洲參事官

一九四〇年 在華盛頓濠洲公使館參事官

同 在東京濠洲公使館參事官

濠洲公使館員氏名

公使 Sir John Greig Latham, G. C. M. G., P. C., K. C., M. A., LL. M.

參事官 Mr. F. K. Olfert, O. B. E., M. C., LL. B.

商務官 Mr. A. G. Hard (政府副代表として昨春來本邦駐在)

三等書記官 Mr. P. Shaw

同 Mr. P. W. Fokersley

翻譯官兼通譯 Mr. H. Froune

以上

昭和十五年十一月二十日 大阪商船株式會社東京支店長香春敏夫氏辭任、神野亮二氏後任就職に付理事を解委囑し、

尙香春氏には更に評議員を委囑す。

同 十一月三十日 海軍省副官中佐小野田捨次郎氏今夏他へ轉任、同入江鑿直氏後任就職に付理事を解委囑す。

同 十二月三日 賛助會員大阪毛織株式會社々長伊藤傳七氏夫人二日逝去に付弔詞を贈る。

同 十二月九日 大阪商工會議所會頭安宅彌吉氏辭任、片岡安氏後任就職に付評議員を解委囑す。

同 十二月十三日 既報外務省官制改正に伴ひ歐亞局長阪本瑞男氏の理事を解囑、南洋局長齋藤晋次氏に其後任を委囑す。

同 十二月十六日 在メルボルン啓發會所贈オーストラル・エシアチツク・プレチン十、十一月號約一百部前例に依り各方面に配布す。

同 十二月二十日 駐日初代濠洲公使サー・ジョン・レイサム氏一行、早朝横濱入港東濠汽船ナンキン號にて

來朝、直に市内牛込區砂土原町同公使館事務所に落着。井島專務理事は前日一行來著の豫報により横濱港埠頭へ出迎の際偶ま發病、此日引籠中にて不參。

昭和十五年十二月二十四日 今回レイサム公使と同船來著、濠洲新聞組合派遣のメルボルン、ヘラルド紙記者クライヴ・ターンプル氏秋山總領事の紹介狀携帶來訪。

同 十二月二十六日 國際文化振興會より濠洲展示會の總賣上品目、金額、經費竝に秋山總領事より(外務省經由)一部入金等の件通知來る。

同 十二月二十七日 井島專務理事過般來病氣引籠中の阪谷會長を其邸に慰問、更に今回來朝のレイサム濠洲公使を始めて共事務所に往訪。

昭和十六年一月八日 特命全權公使河相達夫氏濠洲聯邦駐劄初代公使仰付けらる。

同 一月十三日 國際電氣通信株式會社業務課長白石源吉氏濠洲無線電信の件に付來訪。

同 一月十六日 午後六時財團法人日本貿易振興協會披露晚餐會日本工業俱樂部に開催、井島專務理事出席。

同 一月十八日 午後三時當協會主催の下に日本工業俱樂部に於て、當協會々員竝に關係朝野諸名士を招き駐日初代濠洲公使サー・ジョン・レイサム氏歡迎茶會開催、會長阪谷男爵病氣缺席の爲め出淵理事會長席に著席、徳川理事阪谷會長の歡迎英語演説を代讀、レイサム氏の答辭あり、來會者約百五十名、同五時盛會裡に散會す、歡迎演説及び答辭左の如し。

WELCOME ADDRESS BY BARON SAKATANI

Your Excellencies, Ladies and Gentlemen:

I am filled with quite unusual emotion this afternoon in welcoming Sir John Latham, the first Minister from the Commonwealth of Australia, and his suite, representing that most friendly people inhabiting the great continent of the south Pacific.

I presume that many of us here assembled to do honour to Sir John Latham today well remember how whole-heartedly we welcomed the Australian Mission led by His Excellency in this very hall seven years ago. It was then my good fortune, as President of The Australia-Japan Society, to address the Mission with words of welcome, to which His Excellency graciously responded.

Looking back to that day, and recalling what transpired then, I cannot but feel that the hopes and desires entertained at that time have nearly all been realized today, and it is this sense of satisfaction that fills the atmosphere of welcome with delight and happiness. In fact, the presence of Sir John Latham, a statesman of world-wide renown, among us in the present condition of world affairs is a high privilege for this gathering, as it can also be taken as a clear-cut demonstration on the part of the Government and people of Australia of their desire to doubly strengthen the amicable bonds existing between the two

countries.

The responsibility of diplomats in an abnormal world situation is certainly very grave, and in proportion as the gravity of responsibility is great, so their task becomes more highly complicated and difficult.

What we Japanese most earnestly desire is that the nations bordering on the Pacific Ocean should enter into closer relations and better understanding, and that they should firmly establish and maintain permanent peace among themselves.

While the regrettable China incident, which broke out four years ago, still awaits final solution, a matter which closely concerns us now is whether the war now devastating the vast area of Europe might not extend its destructive influence toward the Pacific regions. If this fear ends as a mere nightmare, well and good; but if not, it would be a terrible blow to the welfare of all humanity. To the task of preventing such a disaster from being visited upon our part of the world from the West, the people of Japan and the people of Australia must dedicate themselves with firm determination and untiring efforts.

Present international relations are so delicate that the exchange of mere diplomatic formalities is of itself quite inadequate to improve them. Honest and open-hearted deliberations should be held in order to reveal the real intentions of each to the other.

Taking these views of the situation of the world at the present day, we can never too highly appraise the far-reaching significance and value of this gathering arranged in honour of our distinguished guests.

Once more, may I be allowed to repeat that it must be our aim to make the waters of the Pacific Ocean permanently calm, and that our two countries must forever be devoted to the noble work of keeping the Pacific true to its name?

SPEECH BY SIR JOHN LATHAM

Mr. Chairman, Your Excellencies, Ladies and Gentlemen:

My first words must be words of thanks to the Society of The Australia-Japan Society and to all the members of the Society for paying me the compliment of inviting me to be their guest on this occasion. I am very glad indeed to be in Japan again. I naturally think of the associations which I have had with Japan in the past. My first active interest in Japan was aroused in 1923, when I was a new member of Parliament. I had been in Parliament only for a few months when that frightful earthquake took place in Yokohama, in Tokyo and elsewhere in Japan, and it occurred to me that matters might be very difficult indeed for you people here, and I made a suggestion to the Prime Minister of

Australia, Mr. Bruce, that Australia should send a ship with clothing and food to Japan. That was done. Ever since then I have felt a particular interest in Japan, and later in 1934 I was sent here, as many of you know, as a travelling representative of Australia, and I then had the opportunity of meeting many people in Japan and of making many friends. I remember the occasion on which I was entertained by The Australia-Japan Society with my friend Baron Sakatani as President. I do appreciate very much indeed the message he sent to us through my friend, His Excellency Prince Tokugawa, who knows Australia and Australians so well. We all hope that he will soon be completely recovered from his illness. I have in my home in Australia a beautiful cloisonne vase which this Society presented to Lady Latham and myself, and I assure you that it is one of our most treasured and most admired possessions. When I returned to Australia I helped in forming a Japan-Australia Society, and I remained its President as long as it was possible to do so, until I was appointed to the Bench.

I am now here addressing you again, and I am here as the first Australian Minister in Japan to represent in Japan Australia and Australian interests.

I will not speak of the European war, to which reference has been made in Baron Sakatani's observations, except to say this: that Australia is completely and unreservedly

with Great Britain in this war, and that we are developing, extending and utilising all of our resources in men and in materials to assist the cause of Great Britain and our own cause in that war. We supply not only food and clothing, as you know, but also large quantities of munitions.

Now, as far as Australia and Japan are concerned, Australia has no quarrel with any country in this hemisphere, and there is no reason why there should be any quarrel between Australia and any country in this hemisphere. There is no policy of Australia to which legitimate objection can be taken as a national policy.

Australia is a self-governing country, entirely self-governed. We control our own affairs in every respect. We are a part of the British Empire, but we are a part of the British Empire just because we choose to be a part of that remarkable political organisation which can be a real unity and yet allow to the Dominions complete freedom to govern themselves. Accordingly, we are in the British Empire voluntarily and not because we are compelled to belong by any form of compulsion.

Australia is not a British colony. Australia began life as a British colony, and for many years we were governed from England. But that system has long ceased. We organise our policy in the closest co-operation with Great Britain and our Governments act upon a basis

of consultation and co-operation. For example, we provide for our own defence. There has not been a British soldier in Australia for 70 years.

Relations between Australia and Japan have been friendly, uniformly friendly. Now and again there has been a little trouble about trade but there will be trouble about trade between the friendliest countries of the world until we are all angels and then we won't be troubling about trade. But it is true that at the present time there are some circumstances which tend to make our relations a little more difficult than has formerly been the case. I refer to your Press, the well known "Nichi Nichi," to illustrate my point. A few days ago I found a heading in this paper referring to an article upon the Southward Push by a South Seas resident. It is said by the correspondent of the newspaper that the Government should be warned against the trumpeting of the Southward drive because it was making the position of the Japanese in the South uneasy. Now I am not going to enter into any discussion of a controversial matter, but I may with respect suggest that you get your geography books right, so that in the schools at least they will know that Australia is not part of Asia. It is a simple suggestion based on a simple fact which should be clearly recognised.

In the Pacific area there are several types of civilisation—in North America, a European

civilisation with American modifications; in South America a Spanish-American civilisation; in Australia we have a completely European civilisation; in Asia there are several types of Asiatic civilisation. How are all these civilisations to live together? That is one way of putting the problem of the Pacific.

Ladies and Gentlemen, there should be no difficulty in their living in complete harmony. It can be done upon a basis of mutual respect. I thought that that basis was well established last year when, after the events of the Summer in Europe, when several countries were overrun, the Netherlands Government, Great Britain and the U. S. A. all declared in favour of the preservation of the status quo in the Pacific. Your country, Japan, followed with an even more vigorous expression of the same view, saying that Japan insisted and would continue to insist upon the preservation of the existing situation in the Pacific. If Japan adheres to that deliberately announced policy, there is no reason why peace should not be maintained in the Pacific with prosperity for all the countries of the Pacific. As I have said, we can get along quite well, Ladies and Gentlemen, upon a basis of mutual respect if all will adopt that basis. It will be my aim and endeavour while I am here to co-operate in every way towards the attainment of an objective which means so much to all of us who live upon the shores of the Pacific. My country Australia is fortunate in that we have

never known war within our borders. We never want to know war within our borders, and we believe that we are doing nothing which should bring war within our borders. We wish to live upon terms of amity with all our neighbours. We wish to trade with them. We wish to improve our own culture by learning from them and we hope we might even make some contribution to the development of their culture. That, Ladies and Gentlemen, is our national aim and ideal. It does not extend beyond our own borders. We seek to interfere with nobody else. We are satisfied to live upon terms which will enable us all to live in our own countries in accordance with our own ideas and ideals upon the boundaries of this great ocean.

Your Excellencies, Ladies and Gentlemen, I thank you for the compliment which you have paid me this afternoon. I am glad to be here again. I hope that I will be here for a considerable period so that I may learn still more about this fascinating country and people.

昭和十六年 一月二十日 在シドニー濠日協會々長サー・アーサー・リカード氏より昨年十一月西園寺公望公爵の墓

同 一月二十一日 日本羊毛工業會(理事長松山晋二郎氏)賛助會員として入會。

同 一月二十二日 商工省貿易局長官小島新一氏本月四日商工次官に轉任、石黒武重氏本月十七日其後任に就職に付理事を解委囑す。

同 一月二十四日 東京汎太平洋俱樂部はレイサム濠洲公使歓迎會を兼ね其第六百十三回總會を正午帝國ホテルに開會、井島専務理事出席。

同 一月二十五日 昨春歸濠元駐日濠洲聯邦政府代表ロングフキールド・ロイド氏評議員辭任申越。

同 一月三十一日 國際文化振興會より濠洲展示會賣上金殘額秋山總領事より外務省經由送金越の旨通知來る。

同 二月三日 通常會員高島屋飯田株式會社支配人喜多村三木造、同羊毛係岩本曉兩氏脱會、同社取締役飯田東一、同羊毛係玉井菊雄兩氏補充入會。

同 二月五日 井島専務理事新任駐濠初代公使河相達夫氏を陸軍製絨廠に案内せらる。

同 二月七日 朝日新聞西部本社整理部次長黒住征士氏は近々渡濠に付、又日本毛織會社加印工場長原川義雄氏は濠洲羊毛の件に付何れも來訪。

同 二月二十日 正午帝國ホテルに於て當協會主催、初代駐濠公使河相達夫氏送別午餐會開催、出席者左の如し。

出席者

(順序不同)

- | | | |
|------|--------------------|--------|
| 副會長 | 三井物産會社常務取締役石田禮助氏代理 | 神村其治氏 |
| 同 | 大東紡織會社社長 | 鶴見左吉雄氏 |
| 會計監督 | 高島屋飯田會社社長 | 飯田藤二郎氏 |
| 同 | 陸軍製絨廠囑託 | 井島重保氏 |
| 同 | 貴族院議員 | 出淵勝次氏 |
| 同 | 前總領事 | 永瀧久吉氏 |

理事 大阪商船會社東京支店長
 兼松商店取締役御前綱一氏代理
 同 陸軍製絨廠長
 同 日本郵船會社副社長寺井久信氏代理
 同 橫濱正金銀行頭取
 神野亮二氏
 風間誠一氏
 森武夫氏
 永島義治氏
 大久保利賢氏
 以上十一名

會長阪谷男爵病氣缺席の爲め出淵理事之に代り、現時局下初代公使たるの使命達成方を囑望せられ、河相氏より其抱負と併せ謝辭を述べられ午後三時散會せり。

昭和十六年 二月二十二日 午後七時外務大臣官舎に於てレイサム、河相彼我兩公使送迎晚餐會大臣主催にて開催、我が阪谷會長に對し招待ありしも病氣の爲め缺席。

同 二月二十五日 舊臘來病臥中の會長阪谷男爵見舞の爲め午前井島專務理事同邸往訪果物一箱贈呈。

同 二月二十七日 河相駐濠公使午後三時東京驛發赴任。

同 三月六日 日 日本羊毛工業會午後六時帝國ホテルにレイサム濠洲公使歡迎會開催、井島專務理事出席。

同 三月十七日 外務省調査部第二課在勤伊藤孝一氏今回帝國公使館員として渡濠に付彼地事情開合の爲め來訪。

同 三月二十二日 濠洲展示會關係昨夏以來の經過全會員に通知す。

同 三月二十六日 在京濠洲公使館商務官エー・ジー・ハード氏に評議員を委嘱す。

本期中郵便及電報發受數左の通

一 郵便發信 一、九九五
 一 同 受信 二、七七〇
 一 電報發信 一
 一 同 受信 二
 合 計 四、七六八

日濠通商事情摘錄

昭和十五年度 自昭和十五年四月一日起至昭和十六年三月三十一日に於ける濠洲政府通商關係發令其他時局主要事項を參考の爲め外務省通商局日報より拔萃す。

昭和十五年四月一日

濠洲聯邦政府第三期(四月一六月)輸入許可告示發表

(四月一日着 在ロドー、秋山總領事電報)
 濠洲聯邦政府が今般發表した第三期輸入許可告示の内容は次の通りである。
 一 第三期は四月一日から六月三十日迄とする。

- 二 A、B、C級品に對する輸入許可證は基礎年度(一九三八年七月—一九三九年六月)に於ける當該貨物の輸入價額の四分の一迄發給する。
 - 三 第二期割當は第三期又は其の後の期間に繰越すことを得ない。
 - 四 一許可期間より他期間に持越すを得ない。
- (通商局日報第二四號參照)

昭和十五年四月四日

濠洲聯邦政府輸入制限強化に關する告示發表

(四月四日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は英國政府の要求もあり長期戰爭に備へ、軍需品購買に必要な外貨節約の爲四月一日から輸入制限を更に強化し、昨年度の輸入貨額に基く外貨地域からの濠貨二百磅以上に達する貨物の輸入を禁止し、又は制限することとし(メソジス首相聲明)二日右に關する告示が發表せられたが、本邦に關係ある品目は左の通りである。(括弧内稅番)

- 一 禁止品となるもの
 - 一 物品、スプーン及フォーク(一九七A及B) 床用及駿用マイル(二四〇A)、木製鉛筆(三四六A一a及b)
 - 二 各品目に付割當輸入價格の二五%制限せられるもの
 - 一 鮭、鱒及鱒罐詰(五一C)、護謄紙(三三一B二b、二及三)
 - 二 同じく五〇%制限せられるもの
 - 一 釧(一〇六F三及五)、ハンカチ(一一〇B一a一及二並に一一〇B一b)、金銭登錄機(一六九B)、ランプ(二〇六A)、裝身具類(三〇九B・C及D)、玩具類(三二〇B)、時計(三一八A三C)、護謄製灌腸器(三三三A)、文房具(三四〇A一及二)、ハンカチ(三四六B)、萬年筆(三四六C)、樂器類(三六六A)
- 但し許可證發給済のものは右改正規定の適用を受けず、又制限割合百%以下のものはC級品として特別許可證が發給せらる。
- (通商局日報第二〇號參照)

昭和十五年四月十一日

濠洲に於ける輸入及製造業者當局に明確且長期の輸入計畫案要望 「新聞報」

(四月十一日着 在シドニー、秋山總領事電報)

九日のテレグラフ紙は、當地シドニーの輸入及製造業者は現行輸入許可機關が政府の許可遲滞、船腹の不足、原産國價格の騰貴、手續の煩雜等の爲濠洲經濟及産業にヒツチを起しつつあるから少くとも十二ヶ月の期間とすべき旨運動中であると報じ、且社説に於て濠毛及原始産品の英國への賣却及米國よりキャツシユ・アンド・キヤリーに依る英國側の軍需品購入は濠洲の外貨を僅少とする原因であつて輸入制限も已むを得ないが、政府の遣方が餘り臆病な爲供給の不確實、價格の動搖を來すに依り政府は明確にして且十二ヶ月に亘る輸入計畫を樹立し、其の範圍に於て民衆をして安心して活動せしむべきであると論じて居る。

昭和十五年四月十二日

濠洲經濟市況 (三月)

(四月十一日着 在シドニー、秋山總領事電報)

▲貿易概況

三月に於ける貿易額は輸出九、九九二、六一七千磅、輸入九、六二六、九九五千磅で一、二、三月は例年出超期であるに拘らず本年は軍需品の大量輸入及其他各品の輸入繰上もあつたらしく輸入額は減退しなかつた。本年三月迄の九箇月間に於ける累計入超額は百二十三萬磅である。主要原始産物の對英賣却もあり、外貨地域との貿易逆調は前述以上のものと推算されて外貨節約に就ての方法が論議されて居る。

▲生産状況

鉄鐵は五六五千噸生産され、炭坑罷業に對しては雇主側は休業を以て對抗し、ブロークン・ヒル・プロプラエトリ製鋼所等を閉鎖したので失業者増加し、鐵道も亦配車を減少した結果、聯邦及州政府に於ては共に之が解決策に腐心中である。

▲物價概要

織物に市場閑散で、其の上日本側の價格低落の爲に亂調子となつた。人絹平八片半、人絹襦子一三片、丸三、百二十番一二片、丸三、百三十番一志三片見當唱へは大體前月と變らない。輸出價格指數は八〇・八であつて、小麦以外には變化がない。小麦は一ブツニル四四・五〇片平均である。金の價格は變らない。

▲偽替市場

米貨弗及盾貨に對し公定相場(米貨電信買三・二三七〇弗、電信賣三・一九八二弗)を三月二十六日より實施し、同二十八日には中立國向輸出もなるべく米貨拂に指定して外貨獲得に努力中である。

▲金融情勢

期限七年の小額軍事債券(一磅、五磅、十磅の三種で賣出價格は額面の八掛)が發行された。貯蓄銀行の預金高は増加し、三月初に於ては二四六百萬磅を算し最近の記録であつた。紙幣發行高は月末五四・〇二五、二一五磅、正貨準備率は二九・七六%である。株式指數は次の通りである。

工業株	一二九・四三
小賣業株	八六・三七
牧畜業株	八八・三七
金融業株	九八・八三
諸項目四種普通株	一二三・一一
優先株	九三・九六
工業株(各月末)	一三五・七二

昭和十五年四月十五日

聯邦公債利廻は短期物月初三磅二志八片、月央三磅一志四片、月末三磅九志四片であつた。

濠洲政府、米國及加奈陀産自動車車臺の輸入制限發表

(四月十五日着 シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は米國及加奈陀産自動車々臺の輸入を更に告示する迄年三萬七千五百五十六臺(乗用車用二萬七千四百六十五臺、貨物車用一萬九千一百一十臺)に制限し(但し英國品及軍需品は制限せず)、年約七十五萬六千英貨磅を節約する旨を發表した。尙右に關聯しヘラルド紙は、加奈陀は英帝國の一部であるに拘らず外貨地域である爲、輸入制限に依り濠洲貿易が減退したのに鑑み、濠洲政府は對加貿易維持の爲クレジット制の實施を考慮中であると報じて居る。

昭和十五年四月二十六日

濠洲綿布、綿カンバス及ダツクの類別變更

(二月二十二日附 在シドニー、秋山總領事報告)

本年二月二十日當地税關は綿布、綿「カンバス」及「ダツク」の類別を次の通り變更する旨の告示をなした。

COMMONWEALTH OF AUSTRALIA

Customs & Excise Office,

SYDNEY, 20th February, 1940.

N. S. W. ORDER W 40/53.

CUSTOMS (IMPORT LICENSING) REGULATIONS
PIECE GOODS

The following Tariff Items may each be treated as one category specific for import licensing purposes —

Tariff Item 105 (A)(1)(a) previously three separate categories —

105 (A)(1)(d) previously three separate categories.

105 (B) previously three separate categories.

105 (C) previously three separate categories.

105 (O) previously six separate categories.

120 (D)(1) previously three separate categories.

130 (B)(1)(a) previously three separate categories.

2. The foregoing decision will have effect as on and from 1st February, 1940—the date of commencement of the second licensing period.

昭和十五年四月二十七日

濠洲輸入紙類の類別變更

（二月二十日附 在シドニー、秋山總領事報告）
 濠洲輸入紙類の類別變更に關し當地稅關は二月十七日附を以て次のやうな告示をなした。

COMMONWEALTH OF AUSTRALIA

Customs & Excise Office,

SYDNEY, 17th February 1940.

N. S. W. ORDER W'40/47.

CUSTOMS (IMPORT LICENSING) REGULATIONS,
PAPER

The following Tariff Items may each be treated as one category specification for import licensing purposes:—

Tariff Item 334 (O)(1) Previously two separate category specifications.

Tariff Item 334 (F) Previously three separate category specifications.

Tariff Item 334 (Q) Previously three separate category specifications.

2. Importations of paper dutiable under Tariff Item 334C2 during the base year 1938-39 may be used for determining an importer's permissible imports under Tariff Item 334(F).

濠洲に於ける輸入綿及人絹布の定義

（二月二十日附 在シドニー、秋山總領事報告）

濠洲輸入綿人及絹布の定義に關し當地稅關は二月十七日附を以て次のやうな告示をなした。

Sydney, 17th February, 1940.

N. S. W. ORDER W'40/46.

CUSTOMS (IMPORT LICENSING) REGULATIONS,
COTTON & ARTIFICIAL SILK PIECE GOODS
CLASSIFIED IN CATEGORIES "A", "B" AND "P"

For the purpose of N.S.W. Order W,39/39, the term "Cotton and Artificial Silk Piece Goods" has been defined as follows:—

(a) Piece goods dutiable under the following Tariff Items:—

Item 195 (A) (1) (a)

(A) (1) (d)

(A) (1) (e)

(A) (2)

(B)

(C)

(D) (1)

(K) (2)

(O)

180 (B) (1) (a)

(b) Piece goods normally classifiable under the Tariff Items enumerated in (a) above but admitted under Departmental By-law under Tariff Items 327, 404, 404A, 415A(1), 415A(2) or 434.

昭和十五年四月三十日

濠洲政府歐洲諸國向發註D級品の輸入許可に關する告示發表

（二月二十二日附 在シドニー、秋山總領事報告）

當地稅關は二月二十日附告示を以て昨年十一月一日前に發註せられ、歐洲諸國に於ける供給者に依り受註されたD級品は右數量がノーマルで且つ本年四月三十日迄に濠洲に輸入されるものに限る輸入を許可せらる可き旨告示した。

N. S. W. ORDER W'40/54.

Sydney 20th Feb., 1940.

CUSTOMS (IMPORT LICENSING) REGULATIONS.
GOODS ON ORDER-CATEGORY "D"

Goods in Category "D" for which orders were placed with and accepted by overseas suppliers in European Countries prior to the 1st November, 1939, may be imported provided:—

- (a) that the orders so placed and accepted represent normal quantities;
- (b) that importation of such goods into Australia is effected not later than 30th April, 1940.

2. N.S.W. Order W/39/39 is further amended.

NOTE: Re N.S.W. Order W/40/51, "Sterling countries", referred to in para. 1 should read "Non-sterling Countries".

J. J. Barry
Actg. Collector of Customs, N.S.W.

昭和十五年五月二日

濠洲政府軍需關係特定商品の輸出入禁止

新聞は尙屑鐵の輸出も禁止されんと報告

(五月二日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は時局上袋類(稅番一三三B一三四A及B)、黃麻布(一一九A)、ジエート織カンバス(一三〇)採鑛具及石油類の輸出入は五月一日から軍需省の許可がない限り(許可があつても輸出に於ては爲替管理規則其の他當該關係規則の適用、輸入に於ては輸入制限規則其の他關係規則の適用は免除せられない)之を禁止(輸送中のものを含むが右はノーマルに輸入が許可せられる)する旨告示した。

更に政府は今後の鐵物類に鐵鑛の不足を懸念し、右と同時に亞鉛、コバルト、銅、ニッケル、鐵鑛製品(銑鐵、鐵板、鐵筒及鐵管)アルミニウム等諸金屬、亞鉛塊、諸藥劑及化學藥品の輸出は軍需省の許可がない限り禁止し得る旨告示した。
尙新聞紙は屑鐵輸出を禁止するだらうとの説を報道して居る。

昭和十五年五月七日

濠洲聯邦政府の來年度豫算及増稅と新聞評

(五月六日着 在シドニー、秋山總領事電報)

二日大藏大臣は議會に此の度不足の七百萬磅補充案竝に七千九百萬磅の來年度戰時豫算案を提出し(以下單位百萬磅)右は現行租稅收入一六、増稅及新稅二〇、公債五〇を以て賄ふこととし、増稅は所得稅(三)賣上稅(五)關稅及消費稅(五、三)地租(一、五)不動產稅(〇、五)新稅は戰時會社稅(四、二五)社内留利益稅(〇、四五)以上通計直接稅一〇、三、間接稅九、七の増收を行ふこととし、賣上稅及關稅並消費稅は三日より、其の他は七月一日より實施することとした旨を聲明した。

右豫算に對して、各紙は「未曾有の増稅ではあるが、時局上當然である」と論じて居るが、ヘラルド紙は「會社稅は暴利取締、社内留利益稅は資本統制にも役立つ、賣上稅引上げ及消費稅は消費統制ともなるべく、又之に伴ふ生活費の増高に鑑み所得稅の増稅は中産階級以上に課せられたのだと論評して居る。

濠洲聯邦政府關稅及プライメージ稅引上實施

(五月六日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は關稅及プライメージ稅に關しては五月三日より稅番330C所定のガソリン類は一般中間特惠とも毎ガロンに付十一片に引上げ、其の他一切の輸入品には何れの國より輸入せられるのを問はず各課稅現在額の十%の戰時特別稅を賦課する(從て無稅品及プライメージ稅免稅品には適用がない)旨告示した。
尙販賣稅も六%より八・三分の一%に引上げた。

昭和十五年五月十日

濠洲政府の輸入許可規則中 "Imported into Australia" の定義

(三月十四日附 在シドニー、秋山總領事報告)

當地稅關は三月五日附を以て輸入許可規則に "Imported into Australia" とあるのは貨物の陸揚仕向港到着を意味し、例へば貨物の仕向港がブリスベン又はシドニーであつて、且つ二月二十九日迄に輸入す可きものであるときは、假令右貨物の搭載船が同日フレマントルに到着しても、濠洲に輸入せられたものと見做されない旨告示した。右告示は次の通りである。

CUSTOMS (IMPORT LICENSING) REGULATIONS

三四

For the purposes of the Customs (Import Licensing) Regulations, the term "imported into Australia" is to be interpreted as being brought into the Port of destination for the purpose of being there discharged—e.g., goods which were intended to be discharged at say Brisbane or Sydney and which were required to be imported by the 29th February, 1940, cannot be regarded as being imported if the vessel on which such goods were carried arrived at say Fremantle on that date.

(Signed) G. F. A. MITCHELL.

Collector of a Customs, N. S. W.

昭和十五年五月二十一日

濠洲經濟市況 (四月)

概況 大蔵大臣は議會に於て濠洲經濟の概要に就て、「開戦直後には、政府は個人の購買力には手を着けず、主として銀行、就中聯邦銀行の協力を依り戦時金融を賄つてゐたが、軍需及産業擴充で早晩フルエンプロイメントに達すべきに付、直接に市場で公債を賄ひ、又増税を圖る時期となつた。民需より國家的需要への統制的轉換期で、此の民需抑制こそはインフレーションの唯一對策である」と説明した。爲替の下落、統制強化、炭坑争議、労働黨の分裂及歐洲戦局の進展等で、市場も亦一般に昏迷膠である。

(五月十八日着 在シドニー、秋山總領事電報)

貿易 輸出は一一、一七千磅、輸入は一二、一九七千磅で輸出入制限にも拘らず依然として膨脹を示した。因に前年同月の輸出は八五〇萬磅、輸入は八六〇萬磅であつた。本年一月以降の對米輸入は前年同期の約倍となり、軍隊の海外派遣費用調達爲に磅抑の輸入も制限の必要があるとされてゐる。

生産 鉄鐵は炭坑罷業の爲四月七日に終る四週間には三二、五九九噸に減産した。罷業は其の資金が漸次減少しつつある爲軟化の徴を傳へられる(此の争議は去る十五日戦時中に鑑みて坑夫側が譲歩し罷業解決の緒に就いた)。ニュー・サウス・ウェールズ州では五月十三日より電力及瓦斯の消費を制限した。プロトクン・ヒル・プロブレエトリ製鋼所は造船及特殊鋼材等にも進出して

來た。

物價 本邦織物は人絹平八片半、人絹襪子一三片、丸三(百二十番)一二片、同(百三十番)一五片見當である。輸出價格指數は八一〇〇、爪哇茶は輸入制限もあり訝へず、茶の小賣値段は五月六日却て引下げられたが、戦前よりも三片高に止まつてゐる。

金融 米國及加奈陀の二十種證券、其の金額五百萬弗の動員が四月三十日下令された、來年度戦時豫算(七、九〇〇萬磅)の中公債發行豫定額五千萬磅消化の爲、民間資本發行抑制及低金利が強化された。六月末迄に一千萬磅の軍事貯蓄債券を賣上げる豫定である。

株式 工鐵業株はマウントモルガンの如く機械輸入難等で生産力擴充に支障を來し、株價下落したのもあるが、大體は依然として堅實である。

株式指數は次の通りである。

工業株	一二八・七五
小賣業株	九一・三六
牧畜業株	八九・九二
金融業株	九七・五九
諸項目四種普通株	一二二・七五
優先株	九三・六二
工業株(各月末)	一三四・五六

聯邦公債利廻は短期二磅一七志五片、長期三磅五志七片、平均三磅三志六片である。

昭和十五年五月二十五日

濠洲政府時計等三十三品目の關稅引上實施

(五月二十四日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は外貨をセーブし、且關稅收入増加の爲三十三品目に互る關稅引上案を二十二日議會に上程し、二十三日から實施したが、其の品目中本邦に關係があるのはウオッチ・ムーヴメンツ(稅番三一八B)であつて其の新稅率は

三五

- (イ) 臨時計用(英特惠従價 二十パーセント、中間及一般従價 五十パーセント)
 - (ロ) 關稅法施行細則所定の臨時計以外のもの(英特惠従價 無稅、中間及一般従價 十五パーセント)
 - (ハ) 其他(英特惠従價 十パーセント、中間及一般従價 三十パーセント)
- である。

昭和十五年六月六日

濠洲の靴下製造用生絲輸入制限

(六月五日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は靴下製造用生絲の磅貨地域以外からの輸入額が甚大であるのに鑑み一九三九年六月に終る一箇年に於ける實際使用數量より四十五パーセントの國內消費制限を爲すこととし、現行輸入制限に代り左記の通りレーシヨニング・システムを實施する旨五月三十日附で告示した。

- 一 基礎年度(一九四一年二月二十八日に終る一箇年)割當は各靴下製造業者の一九三九年六月に終る一箇年に於ける實際使用數量より四十五パーセントを削減した重量數量とする。
- 二 輸入許可證は製造業者にのみ發給せられ、現在輸入業者所有の割當は直に撤回せられる。
- 三 (イ) 二月二十九日以後輸入せられたもの
- (ロ) 許可證發給済であるが、未輸入のもの
- (ハ) 輸入事故の如何に拘らず、製造業者に於て二月二十九日以後入手のものは割當量から控除せられる。
- 四 製造業者は前記一の所定量以上を使用する事が出来ない。萬一右を超過する場合には將來の割當から控除せられる。
- 五 輸入許可證は價額に依らず重量を標準として發給せられる。

昭和十五年六月十九日

濠洲經濟市況(五月)

(六月十八日着 在シドニー、秋山總領事電報)

概況 獨逸軍の蘭白席捲及紐育市場の下落を反映して株式市場は低落を續け、一方志願兵の應募増加、舉國內閣の要索等戰時氣分漸く漲り、第二回軍事公債二千萬磅は應募超過し、無利子公債及獻金も漸次活潑となり、軍需生産促進の爲プロクン・ヒル・プロプラエトリー等財界との協力増々濃厚となつたが、一般人氣は自然抑壓され、特に伊太利參戰後は購買力一應休止狀態である。

貿易 輸出は一一、六八七千英磅、輸入は一〇、八四五千英磅であり、五月二十三日には三十八種目の關稅改正が行はれ、其の一部は輸入制限の補助と説明されて居り、輸入増加は七月には熄むだらうとの觀測がある。
生産 銑鐵は生産數字等の發表が停止され、石炭不足も漸次補はれ、各工場共受渡期日履行の爲努力中である。軍需工場は英國の註文に應じ、全能力運轉を要求されて居るが精密工具及等。等の不足の爲遅延勝のものがある。銅、アルミニウム及工具等は供給不圓滑に鑑みて在荷調査が開始される筈、石油の割當は八月早々開始と發表された。新聞用紙は二十九日割當發表があり、合同工業の國產自動車工業割當案は撤回され、プロクン・ヒル・プロプラエトリーは航空機工業にも進出した。小麦はニューサウスウェールズ州の作柄豫想良好である。羊毛は本年度アップライズメント豫想三五萬俵で、月末の引値は一二・五七片である。

市況 輸入制限令以來の輸入増加で、市中は在荷増加し荷凭れ氣味で、更に石炭争議及歐洲戰局の餘波等もあつて需要不活潑である。織物は又氣候溫暖で冬物の小賣需要少く、相場も下押氣味で本邦品は人絹平八片、人絹縞子一二片、九三(百二十番)一三・五片見當乍ら實際の値段は區々である。爪哇茶は和蘭占領で市場一時停止したが、五月二十一日和蘭が英佛貨幣協定に加入し磅リンク後再開し、一三片見當である。輸出價格指數は八一・五である。株式指數は次の通りである。

工業株	一二五・一二
小賣業株	八六・六二
牧畜業株	八七・一五
金融業株	九五・七九
諸項目四種普通株	一一八・九一
優先株	九四・九六

聯邦公債利廻は短期三磅四志五片、長期三磅七志三片、平均三磅六志六片である

昭和十五年六月二十一日

濠洲の輸出入禁止

(五月一日附 在シドニー、秋山總領事報告)

濠洲に於ける輸出入禁止は戦時時局に鑑み國內資源の保存旁々外貨特に弗貨節約の爲行はれたもので、政府に於ては、當初は特に優良ガソリンの使用は之を禁止する意圖であつたが、右は副産物である動力用酒精の生産を中止させることとなるので軍需省の許可ある限り輸入を許可した次第で、ガソリン及 "kerosene oil" の輸入制限のみで弗貨に於て年五十萬磅の節約となる趣である。

右に照準し、政府は原油、ガソリン及ベンゾール等の國內消費調節の爲、之が方法に付、目下考慮中であるか、不取敢、消費税として五月三日より原油一ガロンに付六片より九片二分の一に、ガソリン一片より四片に、ベンゾール二片二分の一より五片二分の一に引上げたが、一部關係方面に於ては限結に依る可しとの議論も行はれて居る。

尙、軍需大臣は目下の所、濠洲に於ては屑鐵不足の懸念なく、之が輸出禁止の必要はないと雖も、商務大臣が濠洲の礦物資源は過大に見積られて居るに付、將來之が保存乃至調査の要があるとの警告に賛成するものであると述べたが、ウイクトリア及ニュージーランド州鐵鋼業者は、英本國の屑鐵需要が大であるにも鑑み、之が日本向輸出に反対であると政府に抗議した趣である。尙又、非鐵金屬類の屑回收方に就て聯邦政府と各州間に取極が成立した由である。

昭和十五年六月二十八日

濠洲羊皮管理規則

(五月六日附 在シドニー、秋山總領事報告)

英本國政府の濠洲産羊皮買付に關する英濠協定實施に關する總督令は五月二日公布されたが、右の要旨は左記の通りである。

一 本規則の目的(第二條)

英國政府の濠洲産羊皮買付に關する英濠協定の實施及右に依り生ず可き諸事項を規定。

二 本規則の運用(第三條、第四條、第五條)

羊毛管理規則に基き設置された中央羊毛委員會及同委員會任命に係る羊皮分科委員會に依り運用せられ、兩委員會は本件に關し一切の權限を有す。

三 契約の無効(第八條)

本規則施行開始の際、有效な羊皮に關する諸賣買契約乃至取極は(但し濠洲國內に於ける賣買を除く)中央羊毛委員會に於て右契約乃至取極の無効を至當であると思考した場合は一切無効である。

四 羊皮の評價(第九條)

輸出用羊皮は總て本規則に従ひ、評價されることを要す。

五 情報供給の禁止(第十六條)

羊毛委員會委員長の文書に依る許可がなくては評價人其他關係者の何人も、新聞及無線放送其の他に發表の爲、羊皮其他本規則實施に關する情報を供給することは出来ない。

昭和十五年七月三日

濠洲輸入制限強化本邦關係品

(七月二日附 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府が今般不要品及之が製造原料並に代用可能品等の輸入制限を強化したことは通商局日報第一五〇號々外所報の通りであるが、本邦に關係ある主なる品目は左の通りである。

一 輸入禁止となれるもの

品目	税番
手袋	一一三B
カーベット	一一八A
テーブル掛	一一〇A

空 壘 類	二五〇A
文 房 具 類	三四〇A(11)
カ ッ ツ プ	三六九
シガー・ライター及灰皿	四一三A
一 五十%切下げられたるもの	
ビ ロ ー ド	一〇五D(11)
タ オ ル	一二〇C(11)
フレンチ・テョーク	二二五A
殺 蟲 劑	二六九B
一 二十五%切下げられたるもの	
絹	一〇五D(11)
陶 器	二四一D

昭和十五年七月四日

濠洲鐵鑛資源調查報告書概要

(七月四日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲聯邦議會に提出された Woolnough 技師の濠洲鐵鑛資源調查報告書の要領は左の通りである。

濠洲の如き製鋼業の幼稚な國に於ては採掘費、運搬費、其他の要件を考へて良質の鐵鑛二千萬噸以下の鑛山は經濟的に不可能であつて、今日南濠洲の Iron Knob 及西濠洲のヤンビー以外は此の點見込がない。前者は一億五千噸乃至二億噸は利用出来るが、マンガン含有量が漸次多くなつて居り不利である、後者は六千萬噸乃至九千萬噸の利用量であるが、良質である。濠洲は燃料に恵まれて居る故、鐵鑛業發展の見込はあるが、鐵鑛資源を保存しなければ變て輸入しなくてはならぬやうになるだらう。技術的見地から鐵鑛資源の保存は絶対に必要である。

昭和十五年七月十五日

濠洲經濟市況 (六月)

(七月十三日着 在シドニー、秋山總領事電報)

概況 降雨量大體少く、農牧産業は憂慮されてゐる。歐洲戰局の悲觀的進展で購買力は休止状態に在つたが、最近金融上の理由の外に平和が意想外に早く到來するものと豫想賣り急ぎもあり、市場は低迷して居る。

貿易 一九四〇年六月に終る一九三九—四〇年度の輸出總額は一億四千五百五十八萬八千八百八十八噸である。對敵通商法により白耳義、波蘭、一億六千三百萬噸と推定してゐる。輸入總額は一億四千四百八十二萬四千噸である。對敵通商法により白耳義、波蘭、和蘭、獨逸、伊太利、瑞典、諾威、芬蘭、致國、丁抹及佛國等十一ヶ國との一九三九—四〇年度に於ける輸出總額二千四百一十一萬八千噸である。輸入總額二千二百九十九萬噸である。市場は消滅した。(右の主要輸入品は白耳義から硝子製品、絨氈、伊太利から人絹、油、和蘭から人絹、電氣機械類、諾威から紙類、魚類、罐詰類、瑞典から製紙用バルブ、木材、佛國から織物、粗酒石、機械、身邊裝飾品等である)軍需省は莫大の赤字、落下傘用絹等五百五十萬噸の發注を決定し、國産の不足分は輸入することにした。

生産 羊毛は本年度生産三百六十萬四千三百十六俵、約六千四百七十二萬二千六百三十六磅で記録的なものである。小麦は雨量が少い爲に不作の見込に依る賣控と船腹不足とで繰越約百五十五萬五千七百俵(未積出契約品千六百萬俵)と見られ、戦局等にも鑑みて農牧業の再調整が問題となつて居つた。

物價 本邦織物の相場は人絹平七片四分の三、人絹襦子十一片二分の一、丸三(百三十番)十片半、同(百三十番)十三片半である。七月から十二月迄は織物もシーズンであるに係らず價格低落し不活潑である。金の買上値段は六月二十二日十磅十二志九片で、七月二日には十磅十一志と引下げられた。

金融財政 紙幣發行高は月末六千六百六十一萬九千四百四十四磅、本年度に於ける聯邦政府の財政は關稅增收等で三百萬磅の黒字となつた。

株式指數は次の通りである。

工業 株	一一〇・一七
小賣 株	七五・三一
牧畜 株	七四・六六

金 融 業 株	八九・六三
諸項目四種普通株	一〇五・三六
優 先 株	八八・三二
工業株(各月末)	一〇一・五六

聯邦公債の購買最低価格が變更され、七月一日から實施となつた。その利廻は短期三磅三志十片、長期三磅六志十一片、平均三磅六志二片前後である。

昭和十五年八月五日

濠洲政府、敵國占領地域及敵地發表

(八月五日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は對敵通商法に基き七月二十四日附で左の通り布告した。

一 左記地域を敵國占領地域とす。

ボクミア、Moravia Danzig、波蘭の一部 (Sawalki 地方、Kolno Tomza Ostrolen 河、Mallchu 河の線以西、Rawa Ruska Yarcowlaw 以北、San 河の北西より其の水源地に至る地方)、丁抹 (Treasonland 及 Furco 等を除く)、諾威、和蘭(屬領を除く)、ルクセンブルグ、白耳義 (Belgian Congo 及 Ruanda Urundi 委任統治地を除く)。

二 左記を敵地とす。

佛國の全歐洲領土(コルシカを含む)、アルゼリア、佛領モロッコ及チュニス。

昭和十五年八月十九日

濠洲政府磅貨地域國外より輸入を更に制限強化か「新聞報」

(八月十九日着 在シドニー、秋山總領事電報)

十七日のテレグラフ紙はカンベラ通信として、濠洲政府は日下糞に行つた累次の輸入制限にも拘らず、實際上には弗貨の節約が行はれなかつたこと

軍需品の購買額が多額であること

輸入商品の價格及運賃等の昂騰

に鑑みて、現行輸入制限制度に就て調査中であるが、十月一日から十二月末日迄に主として軍需品購買に要する弗貨保持の爲、磅貨地域國外からの輸入を更に二五%制限し、尙將來も漸次之を強化する意嚮である旨を報じて居つた。

昭和十五年八月三十一日

濠洲シドニー税關の銜罐詰割當殘量繰越に關する告示

(六月十二日附 在シドニー、秋山總領事報告)

シドニー税關は六月八日附を以て税番五一(C)所定の銜罐詰は季節物なるに鑑み、右割當殘量は第一期及次期許可期間より七月及八月の第四期迄繰越すことが出来る旨を告示した。

昭和十五年九月十四日

濠洲 經濟 市 況 (八月)

(九月十三日着 在シドニー、秋山總領事電報)

貿易 本月は輸出額八、五二八千磅貨磅、輸入額八、七四八千磅貨磅である。輸入許可制及歐洲からの輸入減で關稅收入は前年同期に比較して七六萬磅貨磅を減少した。銅の供給不足に鑑み二十九日附で税番四〇四及四一五(C)のブライメーデ税は免稅となつた。

生産 電氣銅は公定價格噸七六磅の中四磅は生産補償であるが、未だ増産困難である。一九三九—四〇年度のスチール・インゴット生産高は一六〇萬噸で前年よりも四〇萬噸を増加し、英帝國領の需要もあり品不足のため、更に一二萬噸の増産計畫をして居る。プロクターン・ヒル・プロプラニトリに於ては造船十五萬噸計畫で進行中であり、小銃の生産は一年前より五倍になり、明年六月迄に十六倍へ、機關銃は年末に二倍へとなる筈、航空機 Winway 第百號完成し、高射砲及タンク等も製作中である。兵器工業労働者は明年二月には八〇、〇〇〇名、同原料關係労働者は七〇、〇〇〇名計一五〇、〇〇〇名になる見込と二十五日メンヂス總理から發表された。靴製造高は週六乃至七千足で近く一萬足に増産計畫中である。グレン・デヴィス・シニール・オイル社

は二十五日から開場し、現在年産一〇、〇〇〇、〇〇〇ガロンであるが、更に三倍に増産計畫をしてゐる。工作委員會は二十三日解散し、造兵廠で其の後を繼承した。ニューギニア、パプアのコブラ栽培は輸出難で聯邦政府は之を救済する爲公債發行及買取機關設置に決定の由である。

物 價 本邦織物相場は人絹平七片二分の一、人絹絹子十一片二分の一、丸三(一二〇番)九片、丸三(一三〇番)十二片唱へで見込註文過剩のため、在荷は一般に多く例年に比較して市場極めて閑散である。輸出價格指數は八一・七を示して居る。
金 融 紙幣發行高は六一、九一九、四四四磅で正貨準備率は二六・〇九%である。
株 式 倫敦及紐育市場の強調を映して英米提携強化も見透し、一般に強調を呈した。
株式指數は次の如くである。

工業株(各月末)	一一七・〇五
先 株	八〇・七三
優 先 株	七四・〇九三
工業株(各月末)	八八・一二
先 株	一一〇・七九
優 先 株	八七・七四
工業株(各月末)	一一三・一七

昭和十五年九月十七日

濠毛の米國內貯蔵取極成立近し

九月十六日着 在シドニー、秋山總領事電報)
九月十二日商務副大臣 McBride は、濠毛二億五千萬封度の米國內貯蔵に關する取極成立も間近であるが、右に依り佛國及白國市場の喪失に依る濠毛を吸収させると共に、濠洲に滞積する貯蔵問題を解決することとなるであらうと語つた趣である。

昭和十五年十月四日

濠洲政府の輸入制限告示

(十月三日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は十月後の輸入制限に關して左の通り告示をした。

- 一 期間十月一日より三箇月間
- 二 輸入許可の基礎は現行通り
- 三 別に告示のある迄外貨地域からの輸入に付許可證の發給を停止せられたるもの内、本邦に關係のある主要な品目は左の通りである。(括弧内は稅番)

鍊 鐵	(五・一・四)
絹 織 物	(一〇五D二)
鈕 釦 類	(一〇六F)
ハンカチ	(二〇B)
陶 器	(二四一B)
硝子及硝子類	(一四四F)及(一五〇C一)
文 房 具	(三四〇A一)
ペン軸及萬年筆	(三四六BよりF迄)
テグス	(三九〇A)?

- 註 一 稅番に付疑の點あるものは郵報を待つて訂正することあるべし。
- 二 通商局日報昭和十五年第一五九號所載「濠洲第四期輸入許可告示」參照

昭和十五年十月十九日

濠洲經濟市況(九月)

貿易 本月は輸出額七、七一九千濠貨磅、輸入額八、九一四千濠貨磅である。
(十月十九日着 在シドニー、秋山總領事電報)

生産 市場は旱魃、議會の選舉、國際政局の不安等で特に先物は不振である、十月に入りニュウサウスウェルズに降雨があり、現物取引は活氣付いたが、西濠洲等は尙雨量少く不活潑であり、鮭、鱒、野菜及果實の罐詰需要が増加した。十月四日茶の卸小賣の最高値が引上げられ、針金及亜鉛板等の金物は軍需等に取られ、クリスマス用端物は英國からの供給不足である、除蟲菊は製造家にストックが一年分はあるが市中の在荷は減少した、ペンキ類は特殊の需要が増加し供給不足を告げてゐる。

物 價 本邦織物の内、人絹は特に在荷過剰であり、相場は人絹平七片二分の一、人絹襪子一片二分の一、丸三(一二〇番)八片二分の一、丸三(一三〇番)一〇片唱へながら安値のオツファアで國際政情不安もあり、買氣は全く萎縮してゐる。綿布はインボート・ライセンスの不足もあり特に染、捺染、縞物の在荷少く、市場は強調を呈し、太番手綿絲の印度物輸入商談が頓に増加した。雜貨は十月十日輸入制限強化のため、市場は一層縮少した。陶磁器の卸値は一割方昂騰し、タオルは國産及印度品とも供給不足により民需抑制の外無しと見られて居る。小麦はニュウサウスウェルズ州が三千三百萬ブッシェルの見込、全濠洲で一億依の豫想、羊毛は一九四〇—四一年度三百二十五萬依と豫想され、對米八十萬俵貯蔵は對米輸入能力を増加し、將來の好材料と見られて居る。輸出價格指數は八一・三であり、金價格は九月十六日から一〇磅一四志六片である。

金融 紙幣發行高は不變、政府は米貨及加奈陀貨の強制集中及資本發行規則強化等統制を進め、戦時貯蓄證券は十月上旬迄に一四、三八九、五六磅で、目標を明年六月二五、〇〇〇、〇〇〇磅に置く。
株式 九月の株式市場は沈滞したが、下旬から十月半頃へ向ふに従ひ回復した。
株式指數は次の如くである。

工業株	一二四・八七
小賣業株	九〇・〇四
牧畜業株	七九・四九
金融業株	八九・一六
諸項目四種普通株	一一八・五五
優先株	九二・三七
工業株(各月末)	一一九・七七

昭和十五年十一月五日

濠洲政府、米國のクレジット増加計畫方策 「新聞報」

(十一月二日着 在シドニー、秋山總領事電報)

シドニーの各新聞紙は三十日カンベラ通信として、濠洲政府は米國からの軍需品供給が明年三月頃には特に緊急必要となるに鑑み、英本國及殖民地政府が一體となり出来る限り米國からクレジットを増加せんと計畫中であるが、之が方法としては

- (イ) 米國會社の爲の英帝國內資材の吐出
- (ロ) 磅貨地域外よりの輸入制限強化
- (ハ) 同地域への輸出増加

の三原則に依ることとなる旨を報じて居る。

昭和十五年十一月十一日

濠洲政府バス海峡航行禁止發表

(十一月九日着 在シドニー、秋山總領事電報)

十一月七日濠洲近海に於ける英商船爆沈に關してヒューズ濠海相は八日次の通り發表した。英汽船一隻が機雷の出現に依ると見られる爆發の結果沈没した、乗組五六名中一名を除く外救助せられる、尙濠洲沿岸に於ける他の船舶喪失に關する風説は何れも根據がない。掃海艇隊は該船喪失海面に於て掃海中である、バス・ストレイトは追て告示のある航行を閉鎖する。

昭和十五年十一月十二日

濠洲經濟市況 (十月)

(十一月十一日着 在シドニー、秋山總領事電報)

貿易 輸出額八、五一三萬磅、輸入額九、五九二萬磅である。十月一日の輸入制限強化は一五〇萬磅見當の節減を目標としてゐる。聯邦銀行一九四〇—四一年輸入は現在の輸送能力で金を含み一六八萬磅と豫想される。
生産 小麦の作柄豫想は更に悪化して八、九千萬袋の繰越在荷を加算して輸出能力は七、五〇〇萬袋見當である。Coconut Is-land Dock Port, Cambala Zine 工場等の軍需工場に賃銀値上等の労働爭議が頻發し、一方政府は労働及國民奉仕省を設け、

又労働黨領袖を加へ Advisory War Council 設置等労働者の協力確保に努めてゐる。

物 價 本邦織物の市場相場は人絹平七片四分ノ一、人絹襦子二片二分ノ一、丸三(百二十番)九片二分ノ一、丸三(百三十番)一片見當でMA三三〇及軍需省買上のMA二二〇は市場強調を呈し、nine dragon の品薄は依然の儘、Cricket Shooting は印度品の競争相當激しく、人絹絲は不規則乍ら英國の供給があつて日本品に買付かず、鮭及鱈罐詰は安値乍ら相當大口の商談成立した、西濠洲方面の農村は雨量乏しく困つて居るが、對英輸送等で戦時景氣の趣である。

金融 銀行券發行高は變らない、月末の一般保有高は四七、七百萬磅、銀行保有高は一三、九百萬磅であり、月末の聯邦銀行倫敦資金は六六、一百万磅(前年同期二七、一百万磅)であり、割引及貸出高は三〇、八百萬磅(前年同期一九、三百磅)である。來年度聯邦政府豫算案の内國防關係二億磅は War Council に諮問中であるが、財源等に議論が多い。

株式 政府公債は好調、工業株は獨逸の諸威侵入前の水準に回復し、鐵山株は銀、鉛の外は相場不規則であり、株式指數は次の通りである。

工業株	株	一二九・九〇
小賣業株	株	九六・六三
牧畜業株	株	八二・九一
金融業株	株	九一・四八
諸項目四種普通株	株	一二三・六七
優先株	株	九三・八五
工業株(各月末)	株	一二一・八九

昭和十五年十一月三十日

濠洲の屑鐵類輸出禁止

(十一月二十九日著 在シドニー、秋山總領事電報)
濠洲政府は二十八日附を以て屑鐵類(鋸力屑を含む)の輸出は關稅大臣の許可がない限り、英帝國を除く其の他の國には之を禁止する旨(但し十月二十七日現在船積のもの又は埠頭にあるものを除く)を發表した。尙大型眞珠も同様禁止され。

關稅大臣は、右は英帝國の國防及資源保存の爲であると聲明した。

昭和十五年十二月九日

濠洲の英領非自治殖民地產鯨油に英特惠稅率適用

(十月一日附 在シドニー、秋山總領事報告)
今般濠洲政府は總督令を以て英領非自治殖民地產鯨油(濠洲關稅稅番二二八(C)及(D))に英特惠稅率を適用する旨を布告した。

昭和十五年十二月十三日

濠洲に於ける茶の價格及輸出入情況

(十月十二日附 在シドニー、秋山總領事報告)

- 一 聯邦物價委員は十月四日附物價命令第二五七號を以て同日以後茶の卸及小賣最高價格を本年九月三十日現在の水準より二片方引上げたものを許可した。
- 右は八月以來英國の大量買付及蘭印市場が獨逸の對蘭攻略に依る混亂から漸次回復した結果として世界市場價格が昂騰した爲、價格平均方法の制度に依り引上を許可したものであつて戦前水準に比較して結局三片高となつた。
- 二 尙一九四〇年八月中の輸出輸入情況に關して聯邦統計官より次の如く數字の發表があつた。

八 月	輸 出		輸 入	
	數量(封度)	價額(磅)	數量(封度)	價額(磅)
一九四〇	二七、九八二	二、一九六	三、八五八、二〇四	一四七、九三八
一九三九	二七、一五八	二、〇〇一	五、六四八、四二二	二八五、四五八
一月至八月	一九四〇	四一九、七五七	三四、五八〇	三一、三七四、六〇六
				一、六六四、六六二

昭和十五年十二月十四日

濠毛に関する新英米羊毛協定 「新聞報」

(十二月十四日着 在シドニー、秋山總領事電報)

十二月十二日ヘラルド紙はカンベラ通信として「米國側から同政府は九日以降英國政府と濠毛約六十七萬依の米國內貯蔵に關して交渉中であると傳へられてゐるが、カンベラ官邊に於ては右英米羊毛協定は前回と異なり、濠毛の米國に於ける軍事的貯蔵に關するものではなくて、英國買付の濠毛を商服用として米國への譲渡に關する條件を規定したものと了解して居る」旨並に華府エー・ビー通信として「濠毛原料に依る英國製高級毛織物の米國輸入は英國の戰時活動に依り削減されたので、右濠毛の米國內貯蔵に依つて米國工場能力を進め、將來も高級濠毛の輸入増加を來すこととなるべく、從て米國は高級外國産羊毛の輸入税引下を考慮中である云々」と報じて居る。

備考 通商局日報昭和十五年第二一六號所載

「濠毛の米國內貯蔵取極成立近し」参照

昭和十五年十二月十六日

濠洲經濟市況 (十一月)

(十二月十四日着 在シドニー、秋山總領事電報)

貿易 輸出額は一〇、四四七千濠貨磅、輸入額は九、〇五三千濠貨磅である。
生産 小麦最終生産豫想高は九、一九〇、〇〇〇ブッシュルであり、羊毛の生産高は豫想よりも好轉の見込と云はれ、佛國向シ・プ・スキンは輸出が停止となる。

毛皮生産は増加し又アンジュリンケール・ウールは近く事業化の見込がある由である。

二十八日から屠殺を禁輸して製鐵増産に努力中であり、又造兵大臣は議會を前に航空機、工作機械、機關銃及光學機械等の計畫及生産進捗を發表したが、何れも割引して見られて居る。労働争議は依然として多く、軍需生産の停滞を批評され、造船業擴充には熟練工が不足を來たしてゐる。

商品 一般に賣上税の引上豫想とクリスマスを控へて荷動は相當に活潑であるが、所得税引上を控へて高級品の需要は溢り勝である。人絹織物は在荷過剩等のために買氣なく、本邦品の市場相場は人絹平七片二分の一、人絹襪子一片二分の一、丸三(百

二十番) 九片二分の一、丸三(百三十番) 二片の模様であり、綿織物は袋用のキャリコが需要あり、ドラゴンには賣手唱へが月初めより月末の方が下つた。綿絲はライセンスが不足してゐるので買氣はあるが困難、陶磁器類は安物に需要あり、特にストックのために需要があるがライセンス關係に依り補充難にあり、英國品が安値でオフアあり、光學用化學藥品は軍需用もあり引合は相當活潑であるが日本側は供給難にあり、テレビン油は英米からの輸入殆ど皆無であり、蘭領印度から仰ぐとしても甚だ品薄である、茶はストックが拂底し先物は相當に商談が成立した模様である。降雨もあり、牧場用のペンキ、釘及鉛板等の需要が旺盛だが其の供給は困難である。

財政及金融 本年度豫算二七六百萬磅、公債九八百萬磅、稅收一五〇萬磅、内新增稅分三一百萬磅、前年度繰越二八百萬磅、軍事費は國內施設一四三萬磅、海外施設四三萬磅であつて生産力と輸入力の關係で消化は容易でないとの觀測があり、政府は五千磅以上の建築を許可制となし資材集中を計つて居る。二十八日に二八、〇〇〇、〇〇〇磅の軍事公債利率五年物二片四分の三及四片、十六年物三片四分の一及四片と撰擇募集が開始された。十一日のコンモンウェルス・バンク・ボジションは政府證券三八百萬磅(前年同月六一・七百萬磅)、貸出三〇百萬磅(前年同月一八百萬磅)、倫敦資金五五・三百萬磅(前年同月一八・五百萬磅)、銀行券發行高は六一・六百萬磅(前年同月五一・五百萬磅)で内民間保有高四七・八百萬磅(前年同月三七・四百萬磅)、民間銀行の聯邦銀行預金増加高二四・四百萬磅は倫敦資金増加の主因である。

商業銀行九行の十月平均を見るに預金高三五・一・七百萬磅(前年同月三二・二・二百萬磅)現金四二・一・一百萬磅(前年同月三三・九百萬磅)、政府證券保有高八五・三・三百萬磅(前年同月四二・七百萬磅)、貸出及割引高二八・五百萬磅(前年同月二九・七・五百萬磅)である。公債株式 公債の利廻り稍低落し、十月下旬に於ける全平均は三磅一志七片であり、工業株の指數は八日一三四・〇二であつて去る一月十九日の一三六・五四以來の高値を示したが、尙大な豫算を懼れて月末は低落した。尙株式の平均指數は次の通りである。

工業株	一三一・九三
小賣業株	九九・八四
牧畜業株	七九・一二
金融業株	九三・八五
諸項目四種普通株	一二五・二九
優先株	九五・四四

昭十五年十二月十九日

濠洲羊毛事情

(十月八日附 在シドニー、秋山總領事報告)

- 一 一九三九—四〇年度濠毛生産高
 - 一九三九—四〇年度 三、六六九、四〇〇俵
 - 一九三八—三九年度 三、二一九、四四四
 - 差引増加 四四九、九五六
 - 一俵當平均は前年度三〇二封度の處、本年度は三〇五封度である。
 - 二 羊の頭數(一九三九年末)
 - 全 濠洲 一一六、五五八、八四四
 - ニュウサウス・ウエルズ州 五二、〇〇〇、〇〇〇
 - ヴィクトリア州 一九、二五六、三一一
 - タインズランド州 二二、五〇〇、〇〇〇
 - 南 濠洲 一〇、〇〇〇、〇〇〇
 - 西 濠洲 九、一七七、五三一
 - タスマニア州 二、六二五、〇〇〇
- 此の年度に於ける日本向羊積出頭數及價額は次の通りである。
- コリデール 六、九六一頭 一八、八三三磅
 - 朝鮮同種羊 三、五七五 一〇、六九九
 - 同 去 勢 羊 九五七 二、三九七
- 右はすべてニュウサウス・ウエルズ州よりの積出である。

尙新西蘭向八八四頭(メリノ、コリデール及英國種を含む)、南阿聯邦向六五一頭、英領東阿向三三頭にして南濠洲よりの積出多く、西濠洲よりも六四頭を積出した。

三 對英賣却は價格安定し生産者にとり満足なものがあつた。平均賣上價格は次の通りである。(俵當)

- 一九三九—四〇年度 一六磅一〇志
- 一九三八—三九年度 一三磅四志二片

封度當は一・二・九八片(前年度一〇・五八片)である。

對英賣却に依る一律價格は封度當一三・四三三七片で前年度平均價格より約三片高に當り、一律價格と實際分讓値段との差は英濠間に折半分配され、結局濠洲の受取價格は右より八・五%方高まる計算である。右に依る濠毛賣上價額は六〇、三六五、六七二磅であつて前年度より二一、二四二、六四一磅の増加となる。恐慌年度である一九三〇—三一年度には二七、六四五、七四五磅で差引三二、七一九、九二七磅の改善となつた。

四 メリノ及クロスブレッドの比率は次の通りである。

- メ リ ノ 一九三九—四〇年度 一九三八—三九年度
- 八三 八四
- メ クロスブレッド 一七 一六

次に當地(シドニー)業者豫想に據れば一九四〇—四一年度生産高は約三二五萬俵見當で、地元消費は輸出トツプ用十萬俵を含み約四十萬俵で佛、白等の買手は消滅した次第であるが、十月初旬發表の通り米國へ約八十萬俵(一億五千萬封度)を貯藏する事となつて居る。右貯藏分の積込に船は一隻二萬俵とし月二—三隻就航し十五ヶ月乃至十ヶ月を要する見込みで、更に濠洲としても貯藏設備増加中である。貯藏設備現在能力はダルゲテイ年報及業者情報等を綜合するに約百二十萬俵見當と推定される。

昭和十五年十二月二十日

濠洲、非磅貨地域よりの輸入制限を更に強化

(十二月二十日着 在シドニー、秋山總領事電報)

十二月十八日附ヘラルド紙はカンペラ通信として、來る一月から磅貨地域外からの輸入は更に制限されるだらうと報じて居つ

た。

註 濠洲では軍需品買付に要する弗貨保持の爲め昨年十二月から磅貨地域外よりの輸入に許可制を施行、爾後數次に亘つて是を強化して居るが、右に依ると現行の十月一日より十二月末に至る期間満了後も引續き實施するのみならず、一月からは更に制限率を強化するものと思はれる。

昭和十五年十二月二十四日

濠洲政府、沿岸貿易船舶の國家管理公布

(十二月二十三日着 在シドニー、秋山總領事電報)

五日の海相及空相の公表に依ると、同日「ニ州東海岸に於て一濠洲船が擧沈されたが、乗員は十三名救助された趣である。同船は北沿海汽船會社の船で機雷に依ると傳へられる、同日ニューカッスル港は閉鎖された。尙同日沿岸貿易船舶は之を國家管理となし、必要に應じて徵發されるべき旨布告された。

昭和十六年一月六日

濠洲の輸入制限實施要綱

(一月三日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は一九四一年一月一日から左の通り輸入制限を實施すべき旨を布告した。

- 一 現行の基礎に基き輸入許可證を發給する。
 - 二 但し一定のリストに掲げた貨物に對する輸入許可證は追て何等か告示のある迄は絶対に發給しないが、右リストにパーセンテイヂ記載のものは右範圍迄輸入が許可されるであらう。右リストの中で本邦に關係があるものは次の通りである。
- | | |
|--------|-----|
| 品目 | 税率 |
| トリンミンダ | 二五% |
| 其他卸類 | |
| 陶器類 | 二五% |

昭和十六年一月二十二日

濠洲經濟市況 (一九四〇年十二月)

(一月二十日着 在シドニー、秋山總領事電報)

貿易 一九四〇年十二月中の輸出額は九、一四〇千英貨磅、輸入額は八、六二六千英貨磅である。

七月乃至十一月の五ヶ月間に於ける輸出入額の對前年同期比は次の通りである。

▲輸出	增加品目	減少品目
小麥	三百二十一萬四千六百六十八英貨磅	
小麥粉	百五十一萬二千四百二十二英貨磅	
牛肉	四十一萬九千六百九十八英貨磅	
猪肉	三十三萬八千二百四十二英貨磅	
豚肉		二百七十六萬八千八百六十六英貨磅
バター		九十二萬二千五百七十七英貨磅
牛羊肉		四十一萬九千七百七十七英貨磅
葡萄酒		
▲輸入	增加品目	
兵器を含む機械金屬及同製品類	四百九十三萬一千七百二英貨磅	

生 護 謨 三十五萬九千七百五十英貨磅
 綿 織 物 百六十五萬五千六十四英貨磅
 人 絹 織 物 三十九萬二千四百四十一英貨磅
 人 絹 織 絲 四十三萬三千九百二十九英貨磅

減少品目
 石 油 二十七萬九千四百七十五英貨磅
 自動車車體及部分品 二十六萬四千九十一英貨磅

蘭印は差當つては食料品を、將來は工作機械類をも濠洲から輸入し度く蘭印政府代表も渡濠して交渉中で、ニューカレドニヤを含む南太平洋貿易圏の擴張に努力著しく、他面中立國經由による對敵通商の阻止手段に依つて對本邦貿易も漸く窮屈となつた。生産 早魃に懲りて飼料の増産及貯藏を計畫中で亞麻二萬千英町及麥稈二萬四千噸を生産見込、軍需工業は工場の方分散化及擴張等に努力中で南濠洲ワイヤラを第二のニュー・カースル化する爲にプロトクンセルプロプラエトリ製鋼所は二百五十萬噸の増産を計畫し、又ウニエラウニイ機第二百號は完成した。労働力七萬五千人の調達が必要であるのだが労働條件の悪化を恐れる労働組合の反對があり、労働争議は開戦後五百件以上を算へてをり、之は一大難關である。

商 品 増税に依るデフレーションで消費品の市場は沈滞勝ちとなり、人絹織物本邦品市場相場は人絹平七片半、人絹襦子十一片半、丸三(百二十番)十片、丸三(百三十番)十二片見當であるが閑散を極め、陶磁器には買氣があるが、ライセンスの関係で不圓滑であり、茶の上物は特に需要が旺盛だが海外の供給が繼續しない。牧場用のペンキ及トタン類の需要は降雨のため活況を呈してぬるが、供給は不充分である。

金 融 月末に於ける紙幣發行高は六千八百一十一萬九千四百四十四磅で正貨準備率は二五・九九%、聯邦銀行倫敦資金は六千九百一十一萬一千磅である。

株式 株式指數は次の通りである。

工業 株 一三〇・九九
 小 賣 業 株 九六・二五
 牧 畜 業 株 八〇・〇〇

金 融 業 株 九四・四九
 諸項目四種普通株 一二四・二六
 優 先 株 九五・四四
 工業株(各月末) 一二七・一五

昭和十六年一月二十三日

濠洲輸入制限強化

(一月二十三日着 在ソドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府は今般更に約百二十五萬磅の外貨節約の爲、不要品並に濠洲の需要が濠洲若くは磅貨地域内に於て生産される類似品、若くは代用品を以て充たされ得るものの輸入を禁止又は制限し一月一日に週及し實施することとしたが、右は通商局日報昭和十六年第二號「濠洲の輸入制限實施要綱」本文第二項掲記の貨物に對する制限率を確定したものである。

本邦に關係がある主要なものは左の通りである。(括弧内は稅番)

- 一 禁止となれるもの
 - タオル及タオル地(一一〇—C—2)
 - 玩具、鉛類はD級品に指定せらる
- 二 七五%制限せられたるもの
 - Bed Tickings (一〇五—A—1—e)
 - 陶器類(二四—B)
 - 刷子類(三八—D—4)
 - 人造テグス(三九—A—2)
- 三 五〇%制限せられたるもの
 - Trimings (一七四—S—6)

註 通商局日報昭和十六年第二號所載

昭和十六年一月二十七日

濠洲政府、東方集團軍需審議會濠洲代表任命

(一月二十七日着 在シドニー、秋山總領事電報)

濠洲政府はデリーに於ける經濟會議の結果、二十三日前ニューサウス・ウエールズ首相ステブンスを新設の東方集團軍需審議會の濠洲代表に任命した。

同審議會は軍需品の生産、購入、貯蔵及金融並參加國間の情報蒐集及交換の中心機關となる模様である。

昭和十六年二月十九日

濠洲經濟市況 (一九四一年一月)

(二月十八日着 在シドニー、秋山總領事電報)

概況 地中海戦局では氣を好くしたが、月末からの極東情勢に錫株の低落を初めとして市況は概して氣配暗澹、バター及肉類等は輸出の船腹不足し延いて貯蔵設備難の模様であるが、一方エンパイア内貿易の合理化の爲英印向ウルトツプと新西蘭向タイヤチニューブ輸出の計畫及過剩商品の處置に關する濠洲新西蘭間の協議も近く行はれる豫定等で近隣地域との直接貿易擴張中である。

貿易 本月中の輸出は九、八八三、〇〇〇磅、輸入は九、四五二、〇〇〇磅で、輸入割當量の削減及海外委託支拂禁止等により非磅貨地域向支拂額は累計一、二五〇萬磅見當節約され、更に北米からのチエーシーズ輸入はカー八、八九六臺、トラツク七、五〇三臺に割當が決定された、シドニー工業會議所は國産振興のため近き將來に於ける輸入可能額を大體三千萬磅と計算した、輸出價格指數は八一・四である。

商品 月初めは閑散で月尖から降雨も多く國內の需要活潑となり、綿布は本邦品の相場強調乍ら袋用キャリコは相當出來たが、中巾以下に印度物の競争あり、依然として時局を案じ人絹にはストツク買氣が相當あつた。本邦人絹織物相場は人絹平八片、人絹襦子十一片半、丸三(百二十番)十片、丸三(百三十番)十一片半見當であつた。

生産 羊毛の國內工業需要高は一九三九―四〇年七四〇、七六三俵と發表され、ポートケンブラ製鋼能力一五萬噸に擴張進捗中であるが、爆撃機製作用工作機械及デツグス・エンジン類は米國からの供給が成約した。軍需生産は光學硝子の國産化計劃に及びオプチカル・ミニシヨンズ・パネル等を設け研究し、一方年産百萬封度目標のシドニー工場新設中であり、石炭の生産配給統制のために石炭局が二月十四日設置された。

金融 銀行券發行高は月尖六三、八六九、四四四磅で其の内銀行保有高は一五、一六三、四七九磅であり、月末の銀行券發行高は六二、三六九、四四四磅で銀行保有高は一二、七五六、一三三磅である。政府は米貨證券の民間保有分を一月末迄に三百萬弗となし、資金化に尙百萬弗を追加の見込、別に自發的處分に依り百萬弗の收入あり、民間保有米貨資産殘額五百萬弗見當、計一千萬弗と發表した。

株式 株式指數は次の通りである。

工業株	一三六・五六
小賣業株	九六・一八
牧畜業株	八一・五一
金融業株	九四・六五
諸項目四種普通株	一二五・七〇
優先株	九四・七二
工業株(各月末)	一二九・八五

月末の聯邦公債利廻は短期二磅一四志九片、長期三磅一五志、平均二磅一九志六片であつた。

昭和十六年三月十九日

濠洲經濟市況 (一九四一年二月)

(三月十八日着 在シドニー、秋山總領事電報)

貿易 本月中の輸出は七、四六二千英貨磅、輸入は六、一八五千英貨磅で、磅貨地域からの奢侈品輸入制限中だが、他方には船腹不足問題が益々加重して來たので、聯邦政府は二十一日六百萬磅を支出し、九十五%迄國産材料を以て造船臺をウォルシュに三

昭和一五、一二、一三 理事 就任 (外務省南洋局長)
 昭和一六、一、二二 同 辭任 (元商工省貿易局長官)
 同 同 就任 (商工省貿易局長官)
 同 二五 評議員 辭任 (元東京駐在濠洲政府事務官)
 同 三、二二 同 就任 (濠洲公使館商務官)
 Mr. A. G. Hard
 Col. Longfield Lloyd

會員異動

昭和一五、四、一 入會 通常會員 大日本航空株式會社
 同 五、一四 退會 同 杉本 德三氏
 同 六、一八 同 同 佐々木 棟太郎氏
 同 九、二〇 入會 同 伊藤 雄一氏
 昭和一六、一、二一 退會 同 杉田 祥夫氏
 同 二、三 退會 通常會員 日本羊毛工業會
 同 同 退會 (元高島屋飯田株式會社支配人) 喜多村 三木造氏
 同 同 退會 (元高島屋飯田株式會社羊毛係) 岩本 曉氏
 同 同 退會 (高島屋飯田株式會社取締役) 飯田 東一氏
 同 同 退會 (高島屋飯田株式會社羊毛係) 玉井 菊雄氏

同 三、二六 退會(解散) 贊助會員

宮川毛織株式會社

昭和十五年度(第十三回)決算報告(自昭和十五年四月一日起至同十六年三月三十一日)

收入

科	目	豫算額	決算額	摘要
會費	贊助會費	五、五五〇〇	五、二五〇〇	二十九口(別項内課書ノ通)
通會費	通常會費	七八〇〇	七八〇〇	十三口(同上)
預金	預金利息	二五〇〇	三三〇三	當座口分
雜收	雜收	一二〇〇	一四三三三	日加協會へ貸室料(月額十圓) 古新聞賣却代金
假受	假受金	一	五〇〇〇	日本羊毛工業會ヨリ預リ金
新西蘭協會預リ金	新西蘭協會預リ金	六一五九三	六一五九三	
前年度繰越金	前年度繰越金	九、七六〇七三	九、七六〇七三	
合計	合計	一六、一四九六六	一五、九三一〇二	

支出

科目	豫算額	決算額	摘要
會 議 費	四〇〇〇	九九三六	第十二回總會費
接 待 費	一、二〇〇	九〇一九	レイサム駐日濠洲公使歡迎會總經費六七〇圓、河相駐濠洲公使送別會費九四圓、ヒラズ氏接待費二二圓、其他來客接待費
借 室 費	四二〇	四二〇〇	
事 務 費	八〇〇	二〇〇二〇	第十二回會務報告四〇〇部、レイサム公使寫真複製及履歷印刷
印 刷 費	一〇〇	一七二八九	在濠洲レイサム公使へ祝電、市内外電話料、會報其他印刷物送料、往復通信費
調 査 費	一〇〇	九八二一	車馬賃
通 信 費	三〇〇	一三一一六	文房具、封筒、用箋、蒟蒻版詰替等
交 通 費	二〇〇	八六七〇	貿易年表、「濠洲土地利用法」、南洋地圖、世界年鑑、新聞其他參考書
消 耗 品 費	一〇〇		
圖 書 費	三〇〇		
什 器 費	一〇〇		
諸 給 與 費	二、〇〇〇	一、七五五〇	書記手當(月八〇圓)年九六〇圓、賞與年二四〇圓、タイピスト手當(月三〇圓)年三六〇圓、賞與年六〇圓、工業クラブへ心付年八〇圓、クラブボーイ其他へ同年五圓五〇錢

科目	豫算額	決算額	摘要
諸 報 酬	一、〇〇〇	五六五〇	井島專務理事車馬賃年四〇〇圓、幹事一名年四〇圓、永瀧理事へ謝禮五〇圓、小畑久五郎氏へ同七五圓
雜 費	一〇〇〇	二七〇五	タイプライター修繕掃除料、集金料、辨當料其他
豫 備 費	七、六一三	四五七〇	徳川公爵邸贈花環一基、會長阪谷男爵其他へ病氣見舞
小 計	一五、五三三	四、五〇二	
新西蘭協會預り金	六一五九三	六一五九三	
收 支 差 計	一六、一四九	一〇、八一三	來期繰越
合 計	一六、一四九	一五、九三一	

※昭和十六年三月三十一日預金並に現金在高

一〇、八一三圓二三錢

内 譯

當 座 預 金 一〇、七七三圓六一錢
手 許 現 金 在 高 三八圓五二錢

右之通ニ候也

昭和十六年三月三十一日

專務理事 井島重保 (印)

右調査候處相違無之候也

昭和十六年四月十五日

會計監督 飯田藤二郎 (印)

昭和十五年度會費收入內譯書(會員名簿參照)

金五千貳百五拾圓

贊助會費 二十九口

內譯

金參千參百圓

參百圓 十一口(日本綿花株式會社欠)

金千貳百圓

百五拾圓 八口

金七百五拾圓

七拾五圓 十口(退會 宮川毛織株式會社入金)
(入會 日本羊毛工業會欠)

金七拾八圓

通常會費 六圓 十三口

合計 五千參百貳拾八圓

昭和十六年度(第十四回)豫算案(自昭和十六年四月三十一日至同十七年三月三十一日)

收		支	
科目	金額	科目	金額
贊助會費	三十一口	接會	一、三〇〇〇
	五、六二五〇	待議	五〇〇〇
		費費	〇〇〇〇
			〇〇〇〇

通常會費 十三口		借室	
科目	金額	科目	金額
預金	七八〇〇	印刷	四二〇〇
雜收入	三〇〇〇	調查	八〇〇〇
貨室料、厝代	一三五〇	通信	一〇〇〇
前年度繰越金	一〇、八一二二三	交通	一〇〇〇
		消耗	一〇〇〇
		圖書	三〇〇〇
		什器	二五〇〇
		給與	一〇〇〇
		諸給	〇〇〇〇
		雜報	二、二〇〇〇
		雜備	一、〇〇〇〇
		豫備	二〇〇〇
		假受	八、一六〇一三
合計	一六、六八〇一三	合計	一六、六八〇一三

事務用什器備品目録 (昭和十六年三月三十一日調)

品名	個數	購入年月日	購入金額
兩袖機	貳脚	昭和五年十一月七日	金七拾五圓
傘上電話機	壹個	同 十二月一日	金四拾五圓
アンダーウッド英文タイプライター	壹臺	昭和九年四月三十日	金百九拾五圓
ローヤル騰寫機	壹臺	同 八月七日	金八拾圓
書棚 (高さ九尺六尺)	貳個	昭和十年三月二十六日	金百五拾六圓
椅子	五脚	同 四月八日	金參拾圓
スチール、ケース	壹個	同 九月十二日	金貳拾參圓
椅子	貳脚	昭和十一年三月二十日	金拾貳圓
卓子 (長四尺二寸 幅一尺)	壹個	同	金拾貳圓
卓子 (長四尺五寸 幅一尺)	壹個	同	金拾貳圓
茶器	湯沸壹個 盆壹個	昭和十二年三月三十一日	金參圓五錢
金看板	壹個	同 八月十二日	金參拾貳圓
邦文タイプライター (机附)	壹臺	同 十一月三十日	金貳百四拾圓
電気ストーブ	壹個	昭和十四年一月二十日	金八圓
同	壹個	同 二月三日	金拾八圓五拾錢
合計			金九百六拾壹圓五拾五錢

役員並會員名簿 (昭和十六年三月三十一日現在)

役員	職務	性別	氏名
會長	貴族院議員	男	阪谷芳郎氏
副會長	三井物産株式會社常務取締役		石田禮助氏
同	大東紡織株式會社社長		鶴見左吉氏
同	高島屋飯田株式會社社長		飯田藤二氏
會計監督兼理事	陸軍製絨廠囑託		井島重保氏
專務理事	橫濱商工會議所會頭		(A B C 順)
同	貴族院議員		有吉忠一氏
同	前總領事		出淵勝次氏
同	三菱商事株式會社常務取締役		永瀧久吉氏
同	海軍省副官		服部一久氏
同	商工省貿易局長官		入江籌直氏
同	大阪商船株式會社東京支店長		石黒武重氏
同	東京商工會議所理事		神野亮二氏
同	大倉商事株式會社社長		桑原亮根氏
同	株式會社兼松商店取締役		皆川多三氏
同	外務省通商局長		御前綱一郎氏
同	陸軍製絨廠長		水野伊太氏
同	日本製粉株式會社專務取締役		森村武藤氏
同			中村武藤氏

會費負擔會員
 同 金六圓也
 同 日本經濟聯盟會理事
 同 丹波商會
 同 組長西田義方

會費不要會員
 同 大倉商事株式會社
 同 國際汽船株式會社取締役
 同 株式會社兼松商店監查役
 同 富士瓦斯紡織株式會社取締役
 同 株式會社兼松商店取締役
 同 高島屋飯田株式會社取締役
 同 東濠汽船株式會社神戶支店
 同 三井物產株式會社毛類係
 同 大倉商事株式會社羊毛係
 同 株式會社兼松商店東京支店長
 同 栗原紡織合名會社
 同 國際汽船株式會社々長
 同 日本郵船株式會社貨物課長
 同 三井物產株式會社々長
 同 日本毛織株式會社常務取締役
 同 日本郵船株式會社事務取締役
 同 日本製粉株式會社支配人
 同 山下汽船株式會社取締役

高島誠一氏
 丹波恒夫氏
 橫濱輸出絹物同業組合
 (以上會費負擔通常會員十三名)

(A B C 順)
 青木清之助氏
 荒木忠雄氏
 藤井松四郎氏
 後藤正四郎氏
 廣田茂吉氏
 飯田東一氏
 石原剛平氏
 伊藤雄一氏
 川上洋一氏
 風間誠一氏
 栗原貞夫氏
 黒川新次郎氏
 森野憲由氏
 向井忠晴氏
 永井唯一氏
 永島義治氏
 中島義治氏
 野坂喜代志氏

同 理研製機株式會社事務取締役
 同 高島屋飯田株式會社常務取締役
 同 日清製粉株式會社取締役
 同 三菱商事株式會社東京支店
 同 高島屋飯田株式會社羊毛係
 同 三菱商事株式會社々長
 同 代議士
 同 海外通信員
 同 三菱商事株式會社京城支店長
 同 大倉組相談役
 同 增田屋株式會社常務取締役

大竹鳳一郎氏
 齋藤英三郎氏
 正田英三郎氏
 高橋五郎氏
 玉井菊雄氏
 田中完三氏
 鶴見祐輔氏
 Mr. Percy Whiteing
 山下甚之助氏
 山田馬次郎氏
 山崎公平氏
 (以上會費不要通常會員二十九名)

以上 役員、贊助會員、通常會員
 合計 百三十名

to assist the Managing Director, when required.

The President may appoint a clerk to conduct the clerical business of the Society, when required.

Article IX. Meetings of the Society shall be as follows:—

- (a) A General Meeting once a year, and Extraordinary General Meetings when deemed necessary by the President upon a resolution passed by the Directors.
- (b) A Consulting Members' Meeting shall be held when deemed necessary by the President.
- (c) A Directors' Meeting shall be held when occasion demands.

Article X. Any member who is found undesirable shall lose his membership upon a resolution of the Directors.

Article XI. Any member who fails to pay annual dues shall lose his membership.

Article XII. An amendment of this Constitution shall be proposed either by the President or by more than one-fifth of the members, and must be approved by the votes of over two-thirds of the members present at a General Meeting.

Article XIII. Constitution of Local Branches, regulations pertaining to the Accounts of the Society and detailed regulations for the execution of the business of the Society may be enacted when deemed necessary.

(Amended, April, 1937.)

THE AUSTRALIA-JAPAN SOCIETY,
% THE NIHON KOGYO CLUB,
MARUNOUCHI, TOKYO, JAPAN.

日濠協會會則 (昭和三年四月創立)

第一條 本會ハ日濠協會(The Australia-Japan Society)ト稱シ、本部ヲ東京ニ置キ、必要ニ應ジ各地ニ支部ヲ置ク

第二條 本會ハ日濠相互ノ親善並ニ貿易ノ伸暢ヲ圖リ以テ共同ノ福利ヲ増進スルヲ目的トス

第三條 本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

(一) 濠洲ニ於ケル産業、制度、社會其他各般ノ事情ヲ調査スルコト

(二) 濠洲ノ事情ヲ本邦ニ紹介スルコト

(三) 本邦ノ事情ヲ濠洲ニ紹介スルコト

(四) 貿易伸暢ノ爲メニ必要ナル各般ノ事項ヲ行フコト

(五) 雜誌其他出版物ヲ發刊スルコト

(六) 講演會ヲ開クコト

(七) 其他必要ノ事項

第四條 本會ノ會員ハ通常會員、贊助會員及名譽會員ノ三種トス

通常會員ハ年額金六圓ヲ負擔ス(但シ海外ニ在住スル場合ニハ其ノ期間會費ヲ免除スルコトアルヘシ)

通常會員タル者ハ會員ノ紹介ヲ要ス

贊助會員ハ年額金七十五圓以上ヲ負擔スル者トス

年額金七十五圓以上ヲ負擔スル贊助會員ハ七十五圓毎ニ一人ノ割合ニテ會費ヲ負擔セサル通常會員ヲ入會セシムルコトヲ得

第五條 名譽會員ハ評議員ノ決議ヲ經テ會長之ヲ推薦ス

名譽會員本會ニ左ノ役員ヲ置ク

名譽會長	一名
名譽副會長	一名
名譽理事	二名
名譽監事	二名
名譽會計	一名
名譽庶務	一名
名譽評議員	十名
名譽顧問	若干

第六條 本會ニ相談役若干名ヲ置クコトヲ得

第七條 役員ヲ定ムル手續左ノ如シ

會長、副會長ハ總會ニ於テ推薦シ、相談役、專務理事、理事、會計監督、評議員ハ會長ノ指名ニ依リ之ヲ選任ス

役員ノ任期ハ二箇年トス、但シ再選スルコトヲ得

第八條 役員ノ任務左ノ如シ

會長ハ本會ヲ統理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ、會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

專務理事及理事ハ會務ヲ處理ス

會計監督ハ本會ノ會計ヲ監督ス

理事、評議員ハ重要ナル會務ヲ評決ス

會長ハ必要ニ應ジ幹事ヲ囑託シ專務理事ヲ補佐セシム

第九條 本會ハ必要ニ應ジ書記ヲ任命シ庶務ヲ掌ラシム

(一) 總會ハ毎年一回之ヲ開キ必要ノ場合ニハ會長ハ理事會ノ決議ニ依リ臨時總會ヲ開クコトヲ得

(二) 評議員會ハ會長ノ請求ニ依リ重要ノ事項アル毎ニ之ヲ開ク

(三) 理事會ハ必要アル毎ニ之ヲ開ク

第十條 本會員ニシテ不都合ノ行爲アル者ハ理事會ノ決議ニ依リ退會ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 滿一箇年引續キ會費ヲ納付セサル會員ハ其資格ヲ失フモノトス

第十二條 本會則ハ會長又ハ會員五分ノ一以上ノ發議ニ依リ總會ニ附シ出席會員三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニアラサレハ之ヲ改正スルコトヲ得

第十三條 支部規則、會計ニ關スル規程其他本規約ヲ施行スルニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム 以上(昭和十二年四月改正)

東京市麹町區丸ノ内一丁目二番地
日本工業俱樂部内
日濠協會事務所

Constitution of The Australia-Japan Society

(ESTABLISHED, APRIL, 1928)

Article I. The name of the Society shall be the Australia-Japan Society. The main office shall be in Tokyo. Local branches shall be established when found desirable.

Article II. The objects of the Society shall be:—
The promotion of friendly relations and of commercial activities between the peoples of Australia and Japan, for the purpose of fostering the common interests of both.

Article III. For the purpose of attaining the objects mentioned in the foregoing article, the Society shall:—

- (a) study various industries, institutions, social systems and other conditions in Australia;
- (b) introduce things Australian to Japan;
- (c) introduce things Japanese to Australia;
- (d) endeavour in every way possible to promote trade between both countries;
- (e) issue magazines and other publications;
- (f) hold lecture meetings for all or any of the above, and
- (g) deal with other necessary matters.

Article IV. Members of the Society shall be:—

- (a) Ordinary Members,
- (b) Supporting Members, and
- (c) Honorary Members.

Ordinary Members shall pay 6 yen each annually. Non-resident Ordinary Members, i.e., those not residing in Japan, shall pay no dues.

Candidates for membership must be proposed by a member or members of the Society.

Supporting Members are those who pay the sum of not less than 75 yen annually.

Supporting Members may propose candidates for unpaid membership at the rate of one for 75 yen of the supporting contribution.

Honorary Members shall be nominated by the President upon a resolution passed by the Consulting Members.

Article V. Officers of the Society shall be as follows:—

- One Honorary President;
 - Honorary Vice-Presidents;
 - One President;
 - Two Vice-Presidents;
 - One Managing Director;
 - Directors' not exceeding twenty;
 - One Honorary Treasurer; and
 - A number of Consulting Members.
- The President may appoint Advisers.

Article VI. The officers of the Society shall be elected in the following manner:—

The President and Vice-Presidents, by a General Meeting;
The Advisers, Managing Director, Directors, Honorary Treasurer and Consulting members by the nomination of the President;

The term of the officers shall be two years;
They may be re-elected.

Article VII. The duties of the officers shall be as follows:—

The President shall preside over the Society.

The Vice-Presidents shall assist the President, and when the President is absent, one of them shall act as President.

The Managing Director and the Directors shall transact the various affairs of the Society.

The Honorary Treasurer shall control the financial affairs of the Society.

The Directors and the Consulting Members shall decide important affairs of the Society.

Article VIII. The President may appoint Honorary Secretaries

昭和十六年四月十五日印刷
 昭和十六年四月十八日發行

(非賣品)

東京市目黒區中目黒四丁目一四二九番地
 日濠協會專務理事

編輯人兼 井島重保

印刷人 東京市麴町區永田町一丁目四番地
 小林又七

印刷所 東京市麴町區永田町一丁目四番地
 小林印刷所

東京市麴町區丸之内一丁目二番地

日本工業俱樂部內

發行所

日濠協會

電話丸之内 一五四六—一五五〇

14.5
 518

昭和十六年八月廿六日

製本控	518	號	年	月	日
備考	昭和十五年 日濠協會 報務員 小林又七 (新編)				

14.5
518

[Faint, illegible handwritten text]

終